

平成28年第1回

長万部町議会定例会会議録

平成28年 3月10日 開会

平成28年 3月18日 閉会

長 万 部 町 議 会

目 次

平成28年 3月10日（木曜日）第1号

○招集年月日	-----	1頁
○招集の場所	-----	1頁
○開議日時	-----	1頁
○応招議員	-----	1頁
○不応招議員	-----	1頁
○出席議員	-----	1頁
○欠席議員	-----	1頁
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	-----	1頁
○本会議に職務のため出席した者の職氏名	-----	1頁
○議事日程	-----	2頁
○開会・開議宣告・議事日程	-----	3頁
○諸般の報告	-----	3頁
○会議録署名議員の指名	-----	3頁
○会期の決定	-----	3頁
○町政執行方針	-----	4頁
○長万部町教育行政執行方針	-----	13頁
○予算大綱説明	-----	16頁
○議案第1号 長万部町行政不服審査会条例	-----	22頁
○議案第2号 行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整理に関する条例	-----	23頁
○議案第3号 長万部町子どもいじめ防止条例	-----	25頁
○議案第4号 職員の分限に関する条例の一部を改正する条例	-----	27頁
○議案第5号 長万部町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例	-----	29頁
○議案第6号 町長等の給与に関する条例の一部を改正する条例	-----	30頁
○議案第7号 教育長の給料額及び旅費額並びにその支給方法に関する条例の一部を改正する条例	-----	31頁
○議案第8号 職員の寒冷地手当に関する条例の一部を改正する条例	-----	32頁
○議案第9号 長万部町まちづくり基金条例の一部を改正する条例	-----	32頁
○議案第10号 長万部町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例	-----	34頁
○議案第11号 長万部町火災予防条例の一部を改正する条例	-----	35頁

○議案第12号	長万部町ガス供給条例の一部を改正する条例	-----	36頁
○議案第13号	長万部町過疎地域自立促進市町村計画の策定について	-----	38頁
○議案第14号	平成27年度長万部町一般会計補正予算(第9号)	-----	42頁
○議案第15号	平成27年度長万部町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)	-----	54頁
○議案第16号	平成27年度長万部町国民健康保険特別会計補正予算(第5号)	-----	55頁
○議案第17号	平成27年度長万部町介護保険特別会計予算(第4号)	-----	58頁
○議案第18号	平成27年度長万部町公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)	-----	60頁
○議案第19号	平成27年度長万部町ガス事業会計補正予算(第3号)	-----	61頁
○議案第20号	平成27年度長万部町水道事業会計補正予算(第4号)	-----	63頁
○議案第21号	平成27年度長万部町病院事業会計補正予算(第4号)	-----	65頁
	(議案第22号から議案第29号まで一括議題)	-----	67頁
○議案第22号	平成28年度長万部町一般会計予算		
○議案第23号	平成28年度長万部町後期高齢者医療特別会計予算		
○議案第24号	平成28年度長万部町国民健康保険特別会計予算		
○議案第25号	平成28年度長万部町介護保険特別会計予算		
○議案第26号	平成28年度長万部町公共下水道事業特別会計予算		
○議案第27号	平成28年度長万部町ガス事業会計予算		
○議案第28号	平成28年度長万部町水道事業会計予算		
○議案第29号	平成28年度長万部町病院事業会計予算		
○諸般の報告	-----		68頁
○諮問第1号	人権擁護委員の推薦について	-----	68頁

平成28年第1回長万部町議会定例会（第1日目）

◎招集年月日 平成28年 3月10日（木）

◎招集の場所 長万部町役場 議場

◎開議日時 平成28年 3月10日（木） 午前10時00分

◎応招議員（10名）

1番	北川佳嗣	6番	大谷敏弥
2番	長崎厚	7番	村川毅
3番	辻紀樹	8番	角健
4番	高森功治	9番	柏倉恵里子
5番	橋本收司	10番	辻義雄

◎不応招議員 なし

◎出席議員 応招議員に同じ

◎欠席議員 不応招議員に同じ

◎地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	木幡正志	出納室 長	岡野喜美雄
副町 長	河内能宏	消 防 長	佐藤英代
総務課 長	本前武広	病院事務 長	山田貢
まちづくり新幹線課 長	加藤慶一	教育委員 長	北山陽子
税務課 長	近藤英隆	教 育 長	鈴木祐司
町民課 長	中里博也	教 育 次 長	横井由紀子
町民課 参事	佐藤修	選挙管理委員会書記長	本前武広
保健福祉課 長	中森惠	監査事務局 長	岡部忠
産業振興課 長	中山裕幸	農業委員会事務局 長	中山裕幸
建設課 長	豊嶋慎一		
水道ガス課 長	佐藤剛		

◎本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局 長	岡部忠
議事係 長	増田理恵
議事係	佐々木脩人

◎議事日程

日程第1		会議録署名議員の指名
日程第2		会期の決定
日程第3		町政執行方針及び教育行政執行方針並びに予算大綱説明
日程第4	議案第1号	長万部町行政不服審査会条例
日程第5	議案第2号	行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整理に関する条例
日程第6	議案第3号	長万部町子どもいじめ防止条例
日程第7	議案第4号	職員の分限に関する条例の一部を改正する条例
日程第8	議案第5号	長万部町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例
日程第9	議案第6号	町長等の給与に関する条例の一部を改正する条例
日程第10	議案第7号	教育長の給料額及び旅費額並びにその支給方法に関する条例の一部を改正する条例
日程第11	議案第8号	職員の寒冷地手当に関する条例の一部を改正する条例
日程第12	議案第9号	長万部町まちづくり基金条例の一部を改正する条例
日程第13	議案第10号	長万部町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例
日程第14	議案第11号	長万部町火災予防条例の一部を改正する条例
日程第15	議案第12号	長万部町ガス供給条例の一部を改正する条例
日程第16	議案第13号	長万部町過疎地域自立促進市町村計画の策定について
日程第17	議案第14号	平成27年度長万部町一般会計補正予算（第9号）
日程第18	議案第15号	平成27年度長万部町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
日程第19	議案第16号	平成27年度長万部町国民健康保険特別会計補正予算（第5号）
日程第20	議案第17号	平成27年度長万部町介護保険特別会計補正予算（第4号）
日程第21	議案第18号	平成27年度長万部町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）
日程第22	議案第19号	平成27年度長万部町ガス事業会計補正予算（第3号）
日程第23	議案第20号	平成27年度長万部町水道事業会計補正予算（第4号）
日程第24	議案第21号	平成27年度長万部町病院事業会計補正予算（第4号）
日程第25	議案第22号	平成28年度長万部町一般会計予算
日程第26	議案第23号	平成28年度長万部町後期高齢者医療特別会計予算
日程第27	議案第24号	平成28年度長万部町国民健康保険特別会計予算
日程第28	議案第25号	平成28年度長万部町介護保険特別会計予算
日程第29	議案第26号	平成28年度長万部町公共下水道事業特別会計予算
日程第30	議案第27号	平成28年度長万部町ガス事業会計予算
日程第31	議案第28号	平成28年度長万部町水道事業会計予算
日程第32	議案第29号	平成28年度長万部町病院事業会計予算
日程第33	諮問第1号	人権擁護委員の推薦について

◎開会・開議宣告・議事日程

10時00分 開会

- 議長（辻義雄） ただ今の出席議員は10名であります。
定足数に達しておりますので、これより平成28年第1回長万部町議会定例会を開会いたします。
直ちに本日の会議を開きます。
本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。
-

◎諸般の報告

- 議長（辻義雄） 諸般の報告を事務局長からいたします。
岡部事務局長。
- 議会事務局長（岡部忠） 諸般の報告をいたします。
監査委員から1月分の出納検査報告書が提出されましたので、お手元に配付いたしました。
次に、本定例会に議案等の説明のため、あらかじめ町長及びそれぞれ委任または囑託を受けた説明員の出席を求めています。以上であります。
- 議長（辻義雄） 以上で、諸般の報告を終わります。
-

◎会議録署名議員の指名

- 議長（辻義雄） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、議長において3番辻議員、8番角議員を指名いたします。
-

◎会期の決定

- 議長（辻義雄） 日程第2、会期の決定の件を議題といたします。
高森議員。
- 議員（4番 高森功治） ただ今議題となりました会期の決定の件について、ご提案申し上げます。
3月7日に議会運営委員会を開催し、本定例会に付議する議案の件数、前年同期の審議状況等を勘案して協議の結果、本日から18日までの9日間をもって十分審議できるものと委員全員の意見の一致を見ましたので、議長において、そのように決定されるようお願いいたします。以上であります。
- 議長（辻義雄） お諮りいたします。
ただ今、議会運営委員長の高森議員より、3月7日開催の議会運営委員会での協議結果の報告があり、本定例会の会期は本日から18日までの9日間が適当であるとの発言がありましたが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

ご異議なしと認めます。

よって、会期は本日から18日までの9日間と決定いたしました。

◎町政執行方針及び教育行政執行方針並びに予算大綱説明

○議長（辻義雄） 日程第3、町政執行方針及び教育行政執行方針並びに予算大綱説明を行います。

はじめに町政執行方針を行います。

木幡町長。

〔町長（木幡正志）登壇〕

○町長（木幡正志） 平成28年第1回町議会定例会の開会にあたり、町政執行に対する所信と町政運営の基本的な考え方を申し上げます。

私が、一昨年7月に町民の皆様のご支援をいただき、長万部町長として町政を担当させていただくことになりましたから早いもので1年と7ヶ月が経過いたしました。

この間、今日まで町民の生命と財産を守るという信念のもと、町民のみなさんの声に耳を傾け、夢と希望を持ち安心して暮らすことができるまちづくりを目指して、解決すべき諸課題に取り組んでまいりました。

この間、議員各位をはじめ町民のみなさんから温かいご理解とご支援をいただきましたことに、心から感謝とお礼を申し上げます。

平成27年を振り返りますと、9月には東京理科大学長万部校舎で開催した長万部地方創生サミットでは、「長万部町と東京理科大学との地方創生に係る包括連携協定」を締結し、再生可能エネルギーを活用したアグリビジネス事業の展開など、長万部創生のための様々な提言がなされました。

また、10月末には町民のみなさんのご協力により、「長万部町創生総合戦略」を策定したところであります。

本町においては、人口減少や少子高齢化の進展など、依然として厳しい環境下にあります。これらの貴重な提言や、各種計画を今後のまちづくりに生かすとともに、本年3月26日の北海道新幹線開業の効果を最大限引き出し、長万部町が持つ資源を生かした魅力ある地域づくりを進めるため、町民のみなさんと英知を結集し、本町が誇りと希望の持てるふるさととして未来に向かい永続的に発展できるよう、各種施策の実現に全力をあげて取り組んでまいり所存であります。

今後も、町民一人ひとりの思いを大切に町政を進めてまいりますので、議員各位をはじめ町民のみなさんの一層のご理解とご協力をお願い申し上げます。

それでは、町政執行の主要施策について申し上げます。

はじめに、公共施設等総合管理計画について申し上げます。

公共施設等の老朽化は本町においても大きな課題となっており、将来の公共施設等のあり方を検討していくための第一歩として、平成27年度より「公共施設等総合管理計画」の策定を進めているところであります。

平成28年度においては、各施設の実態調査の結果を踏まえ、町民アンケートの実施や庁内検討会議の開催により、施設類型ごとの基本方針を取りまとめ、計画策定による各種施設の最適配置の実現など、長期的な視点に立った施設管理を進めてまいります。

次に、防災関係及び交通安全対策について申し上げます

防災関係では、引き続き、災害時に使用する毛布や敷きマット等を計画的に整備するとともに、

大津波を想定した避難訓練や災害パネル展等を開催し、防災意識の高揚を図ってまいります。

また、一昨年、その一部が土砂災害防止法に基づく土砂災害警戒区域等に指定された高砂地区について、関係機関の協力をいただきながら、昨年の南栄・新開地区に引き続き、避難訓練等を実施してまいります。

交通安全対策では、長万部町交通安全指導員協議会を中心に、関係機関、団体と連携し、旗の波運動や街頭指導を実施しながら、交通弱者である高齢者の交通事故防止や児童生徒の交通安全の確保を重点として、町民一人ひとりの安全意識の高揚を図り、交通事故の減少と死亡事故の撲滅を目指してまいります。

次に、過疎地域自立促進市町村計画について申し上げます。

過疎地域自立促進特別措置法の一部を改正する法律が、平成24年及び平成26年の法改正により失効期限が平成33年3月31日まで延長されるとともに、過疎地域の要件追加や過疎対策事業債の対象施設の追加が行われたところであります。

過疎地域自立促進市町村計画の策定につきましては、義務付けが廃止されているところではありますが、過疎対策事業債をはじめとする財政上の特別措置を活用する場合には、引き続き計画の策定が必要であることから、財政状況やまちづくり総合計画との整合性を図りながら、計画期間を平成28年度から平成32年度までとした「長万部町過疎地域自立促進市町村計画」の作成作業に取り組んでまいりました。

なお、本計画は、パブリックコメントを実施し、法令に基づく北海道との協議についても完了いたしましたので、本定例会に計画案を提案いたしております。

次に、東京理科大学長万部校について申し上げます。

今年も4月9日夜、全国各地から長万部町に東京理科大学基礎工学部30期生が入学されます。理科大歓迎のフラッグを商店街や温泉街、理科大までの通りなどに掲げるなどして、町民のみなさんとともに温かい気持ちで迎えてあげたいと考えております。

また、本年は、東京理科大学長万部キャンパスが本町に開設されてから30年という節目にあたることから、理科大と本町が連携協力して、全国で活躍されている理科大長万部校舎出身の大同窓会や、昨年実施いたしました長万部地域創生フォーラムに引き続き、町民参加の長万部フォーラム（仮称）など、記念行事の開催を予定しております。

次に、北海道新幹線関係について申し上げます。

北海道新幹線新青森・新函館北斗間は、3月26日の開業まで、残すところあと2週間となりました。

本町といたしましても、関係機関、各自治体とも連携しながら、開業PRなどに努め、開業効果が最大限発揮されるよう取り組んでまいります。

一方の北海道新幹線新函館北斗・札幌間の建設工事では、現在、八雲町側から工事を開始している立岩トンネルが約17キロメートルもの長大トンネルであることから、これを3工区に分け施工することになっており、本年中に長万部町側豊津のルコツ川付近からトンネルの掘削工事を開始する準備が進められております。合わせて、本町の国縫トンネル、豊野トンネル、幌内トンネルなどの工事実施に向け、掘削土受入地の地質調査などが実施される予定であります。

また、北海道新幹線長万部建設事務所の設置について、鉄道・運輸機構から設置場所選定協議の申し出があり、本格的工事の開始と合わせ、平成29年春の開所を目標に準備が進められているところであります。

これらを含め、今後の新幹線建設工事関連につきましては、鉄道・運輸機構をはじめ、関係機関と密接な協議を行いながら対応してまいります。

次に、新幹線を核としたまちづくり実行計画について申し上げます。

今後の新幹線関連の基本計画となる、「新幹線を核としたまちづくり実行計画」の策定について、庁内PT会議や各種団体等、一般公募も含めた町民のみなさん23名で構成される計画策定協議会を開催し、それらの議論を踏まえ作成した本実行計画の素案について、パブリックコメントを実施いたしました。

今後は、パブリックコメントでのご意見等を踏まえ、3月中に「新幹線を核としたまちづくり実行計画」を策定し、平成28年度は、これを踏まえて、町内の交通ネットワークと交通量推計や道路・公園・駅前広場等の具体的整備を視野に入れた「新幹線駅周辺整備計画」（仮称）を策定してまいりたいと考えております。

次に、まちづくり基金について申し上げます。

寄付を通じた参加型地方自治の実現を目標に設置した長万部町まちづくり基金条例による「ふるさと納税」は、2月17日現在、平成27年度の寄附金合計は5,889万2,656円で、寄附金累計額は7,892万4,044円となっております。

今後は、お寄せいただいた寄附金がまちづくりの推進に有効活用されるよう、事業の区分を整理することを目的に、本定例会に長万部町まちづくり基金条例の一部改正について提案いたしております。

次に、まち・ひと・しごと創生総合戦略について申し上げます。

昨年10月に長万部町創生総合戦略を策定し、地方創生先行型交付金に係る先駆的事业分として、「本町と東京理科大学との連携による再生可能エネルギーを活用した先進的アグリビジネス事業」が本交付金事業として採択され、全力をあげて取り組んでいるところであります。

国では、地方版総合戦略に基づく取組について、先駆性を高め、レベルアップの加速化を図るため、国の平成27年度補正予算により「地方創生加速化交付金」を創設いたしました。本定例会に、地方創生加速化交付金関連事業として、平成28年度へ繰り越して実施するための補正予算を計上いたしております。

次に、地域おこし協力隊について申し上げます。

地域外の人材を積極的に誘致し、その定住・定着を図ることを目的とした、「地域おこし協力隊」の募集を行ったところ、全国から15名の応募がありました。先月、面接試験を実施し、観光・商工・農業などの分野での支援員として、それぞれの適性などを分析しながらの選考作業を行っているところであります。

今後は、本町の貴重な戦力として、地域の方々と一緒になって地域おこし活動がスムーズに行われるよう準備を進めてまいります。

次に、北渡島檜山4町地域連携について申し上げます。

長万部町、八雲町、今金町、せたな町は、これまでも連携会議の開催など、広域での交流を続けてまいりましたが、4町が相互補完と役割分担により、生活機能の確保及び地域の活性化を図るとともに、行政サービスを持続的に提供し、安心して暮らし続けられる地域としていくため、本年2月18日に「北渡島檜山4町連携に関する協定」を締結いたしました。

連携する取組内容は、医療、教育、産業振興、道路等交通インフラの整備であります。

これらのうち、特に4町の広域連携による北海道新幹線開業による食と観光での地域連携事業に

ついて、地方創生加速化交付金事業の広域連携事業として国に申請しておりました、関連補正予算を本定例会に計上いたしております。

今後は本協定により、さらに4町での地域連携を深化させ、広域としてのスケールメリットなどを利用して、地域の活性化や行政サービスなどの向上を目指してまいります。

次に、高齢者福祉対策について申し上げます。

本町の満65歳以上の人口は平成28年1月末現在2,258人で、総人口に占める割合は、38.65%と前年同期に比較して、0.24ポイント上がっており、高齢化は着実に進行しております。

高齢者が住み慣れた地域でいきいきと暮らせるよう、社会参加や在宅生活への支援を充実するため、介護保険事業の通所サービスや訪問サービスに加え、町の在宅福祉サービスを組合せながら、高齢者福祉事業を進めてまいります。

平成28年度も各町内会等で実施されております地域敬老会への補助や老人クラブの活動支援、タクシー料金助成事業などを継続し、高齢者の福祉対策に努めてまいります。

また、老人福祉バスは、地域の実情に即した交通サービスを充実させるため、静狩・双葉方面は今年度も増便し、より一層の利便性を図ってまいります。

次に、障がい者福祉関係について申し上げます。

障害者総合支援法に基づく各種サービス等の適切な実施に努め、障がいのある方が住み慣れた地域で、自立した生活ができる環境づくりを支援してまいります。

なお、地域活動支援センターは、町内に在住する障がいのある方の集まれる場所として、また軽作業を行うことで生きがいを見いだすことができる場所として喜ばれておりますので、今後も周知を図りながら、利用者の増加に努めてまいります。

次に、町民の健康増進について申し上げます。

健康増進事業として、引き続き、健康相談や健康教室、健康診査、家庭訪問などの事業を実施いたします。

健康相談では、集団相談のほか個別の電話や来所による相談も増えており、一層の充実を図ってまいります。また、健康教室は、年齢層に応じたテーマで実施しておりますが、今後は、関係機関と連携しながら、幼児や児童生徒などへの食育や心の教育もテーマとして取組を進めてまいります。

なお、乳幼児の健康診査受診率は良好であります。成人の受診率が低い傾向にあることから、引き続き、健診の必要性を啓蒙しながら、受診率向上に努めてまいります。

また、平成28年度から定期予防接種に日本脳炎が加わりましたので、対象者には個別にお知らせをしながら、接種を実施してまいります。

次に、介護保険事業について申し上げます。

平成27年度から平成29年度までの3ヵ年を計画期間として、「共に支え合い、長寿で豊かなまちづくり」を基本理念として、第6期介護保険事業を実施しております。少子高齢化が進む中で、一人暮らしや認知症高齢者が増加傾向にあります。可能な限り住み慣れた地域で暮らし続けられるように、地域包括支援センターにおける相談受付、生活支援などのほか、在宅での生活を支える介護予防事業等を推進しながら介護保険事業の安定とサービス向上に努めてまいります。

次に、児童福祉関係について申し上げます。

本町では平成27年度から学童保育を民間事業者に委託し、昼間、留守家庭の児童の放課後等に適切な遊びや生活の場を提供し、児童の健全な育成を図っており、引き続き、平成28年度も実施

してまいります。

町立保育所では、職員体制の充実とともに保護者のご協力をいただきながら、保育サービスや保育環境の充実に努めてまいります。

なお、昨年度まで就学前児童が2人以上で入所される第2子の保育料は、2分の1に軽減していましたが、平成28年度から無料といたします。

また、保育所内に設置している子育て支援センターでは、みんなの広場や遊びの広場など親子遊びの場の提供、子育て相談、子育てサークルの応援など、子育て支援の充実に努めてまいります。

さらに、町内に設置されている民間の保育園・幼稚園に対し、平成28年度も支援を行ってまいります。

昨年2月から中学生までの医療費は無料化しており、引き続き、平成28年度も実施しながら、子育て支援の充実に努めてまいります。

次に、臨時福祉給付金について申し上げます。

平成28年度も消費税率の引き上げによる影響を緩和するため、暫定的・臨時的な措置として、所得の低い方に対して臨時福祉給付金が支給されます。

前半では平成27年度の支給対象者のうち、平成28年度内に65歳以上になる方が対象となるもので、5月末までに申請書類を送付し、随時受付・支給する予定であります。

後半では町民税非課税の方や障害基礎年金・遺族基礎年金を受給している方が対象となるものです。それぞれの申請方法等について、町広報によりお知らせしてまいります。

次に、生活環境関係について申し上げます。

私たちの暮らしに関わる環境問題対策への取組は、町民一人ひとりが、意識を持って環境負荷の少ない生活様式へと転換させていくことが大切であります。

「混ぜればごみ、分ければ資源」の言葉どおり、自然に優しい循環型の地域社会づくりを目指し、このたび「ゴミ分別の手引き」を新たに発行しましたので、ぜひ地域のみなさんにご活用いただき、今後もごみの減量化を推進してまいります。

葬斎場管理については、これまで高齢者事業団へ管理業務を委託しておりましたが、新年度より臨時職員を採用して業務を行ってまいります。合わせて、建物についても老朽化が激しくなっていることから耐震調査等を実施して、新たな火葬炉の更新に向けて検討してまいります。

また、空き家対策が緊急の課題になっていることから、環境衛生推進員のご協力をいただき、町内の空き家情報等を詳細に把握しながらデータベース化し、今後の空き家対策等を推進してまいります。

次に、農業振興について申し上げます。

酪農経営の安定的発展を図るため、酪農ヘルパー利用組合や乳牛検定組合等に対する助成をしてまいります。

また、生産者のコスト低減と規模拡大を図るため、町営による公共牧場事業を継続してまいります。

肉用牛は、町有貸付牛の貸付けを引き続き行うとともに、道南農業共済組合や農業改良普及センター等と連携し、生産者の技術支援や巡回指導等に努めてまいります。

近年町内でも増加傾向にある牛ウイルス性下痢等のまん延防止を図るため、平成28年度から地域衛生管理体制整備事業を実施し、地域の家畜衛生を推進してまいります。

道営農道整備事業は、静狩地区道営農道整備事業として、横断管の改修を実施してまいります。

各地区での農地及び営農用水施設等の維持管理については、多面的機能支払交付金事業を実施し、保全活動の支援をしております。

新規就農者対策としては、東京都や札幌市で開催される「新・農業フェア」に長万部町のブースを出展し、本町のPRや就農への情報発信を行っております。

次に、林業振興について申し上げます。

町有林保育事業では、豊津・富野・共立・静狩地区町有林の多面的な機能をより一層充実させるため、植栽、下刈、保育間伐、作業道新設等の一体的な整備事業を実施しております。

また、平里地区の町有林においては、林業専用道平里線の災害復旧事業を実施し、3ヘクタールのスギの伐採を実施しております。

民有林保育事業では、「未来につなぐ森づくり推進事業」による造林奨励事業補助を行うとともに、町単独事業として「民有林造林推進下刈奨励事業」による下刈事業補助を行い、林業振興と森林機能の向上に努めてまいります。

豊津地区の分収造林契約地につきましては、下刈、保育間伐事業等を実施しております。

有害鳥獣対策では、昨年も道内においてヒグマやエゾシカによる人畜被害や農林業の被害が発生しており、本町においても、農家牛舎や畑付近への出没があることから、長万部町鳥獣被害防止対策協議会を中心に、関係機関と連携を図りながら、効果的な被害防止対策を実施しております。

道営事業は、豊津地区の町有林及び民有林事業推進のため、平成17年度から実施している基幹林道豊津黒岩線整備を、引き続き進めてまいります。

次に、漁業振興について申し上げます。

本町の平成27年におけるホタテ貝養殖漁業の漁獲量は20,350トン、漁獲金額では58億3,417万円となり、前年と比較し、漁獲量で約38.2%の増となり、漁獲金額では約64%の増となっております。

主な要因としては、昨年に引き続き中国等への海外輸出が好調となり、ホタテ貝が高値で取引されているためであります。

ホタテの生育状況は、渡島北部地区水産技術普及指導所が調査した結果、成貝に一部弊死等が発生しており、この春、耳吊り作業を行う稚貝には、変形等の外部異常も若干確認されていることから、引き続き、関係機関と連携し、注意深く生育調査等を行っております。

漁業振興では、漁業近代化資金借入金に対する利子助成や漁港街路灯電気料の補助を行い、漁家経営の安定化と健全な育成を進めてまいります。

水産物供給基盤機能保全事業は、北海道が事業主体となり、昨年に引き続き、静狩漁港旧中央埠頭等の補強工事を行い、長万部漁港及び国縫漁港の機能保全調査や長万部漁港の漂砂対策として、砂防堤の新設工事を行う事が決定されております。

次に、商工・観光振興について申し上げます。

人口減少による地域経済の縮小が続く中、本町の商工業の振興を図るため、商工会への運営費助成を行います。

また、商工会と連携し、中小企業の育成と経営安定のため中小企業融資資金の貸付けを行い、利子補給を実施しております。

多目的活動センター「あつまんべ」は、町内の団体主催によるイベントや各種会議、東京理科大学にも積極的に利用いただいております。木育コーナーも親子の憩いの場となっております。

今後も積極的に活用いただき地域の交流拠点となり、地域振興が図られるよう利用を推進してま

います。

商業・観光の活性化の一環であります合宿誘致事業には、平成28年度も引き続き助成を行い、関係団体と連携を強め、一層の誘致推進を図ってまいります。

観光振興では、JR長万部駅舎内に設置された長万部観光協会による観光案内所は、本町の観光案内はもとより名産品販売所として、国内をはじめ外国人観光客や町民のみなさんに広く利用されており、徐々に地域経済への寄与が見受けられるようになりました。

平成28年度は、年々増加する外国人観光客に向けて、本町の豊かな自然環境や多様な地域文化等の観光資源説明のため、外国語観光マップ作成事業を実施してまいります。

また、本町の大きな観光資源のひとつであります長万部温泉の温泉井維持管理事業に助成し、温泉施設の安全と安定供給に努めてまいります。

さらに、本町の一大イベントであります「おしゃまんべ毛がにまつり」に助成し、地域特産物のPRを積極的に行い、町内外の各団体との連携を強め、地域の活性化を図り、観光のブランド化を進め、さらなる観光振興・地域振興に努めてまいります。

次に、労政関係について申し上げます。

全国的に雇用情勢は回復基調にあり、北海道においても他の地域と比較して、緩やかに回復を見せ始めております。しかしながら、求職者のニーズと求人企業のニーズが一致しないことによる雇用のミスマッチを原因とした人出不足が顕著となっております。

本町としては、さらなる雇用の維持、安定に努めるため、渡島檜山北部通年雇用促進支援協議会等関係機関と連携を密にし、求人情報や各種講習会の周知を進めるとともに、国や道の各種事業等を活用して、雇用の確保を積極的に行ってまいります。

次に、消費生活相談関係について申し上げます。

近年の消費生活相談の多様化に伴い、渡島管内の全ての市町と協力して、より高度な対応ができる「函館市消費生活センター」への相談引継ぎ体制を整えております。

なお、本町でも引き続き、消費生活相談員を配置するとともに、地方消費者行政活性化事業基金等を活用して整備した消費生活相談体制の充実など、消費者行政の強化を図ってまいります。

次に、建設関係について申し上げます。

土木事業では、長万部町橋梁長寿命化修繕計画に基づき、国の社会資本整備総合交付金を活用して、老朽化の著しい本町と温泉町を結ぶ長万部中央跨線橋の室蘭本線・函館本線の軌道上の46メートルの修繕工事を、JR北海道に委託し実施するとともに、海側階段部分の18メートルの修繕工事を実施してまいります。

さらに、町道橋81橋のうち今年度においては、15橋について橋梁点検調査を実施してまいります。

また、道路についても同交付金を活用し、道路ストック点検事業として路面の老朽化によるひびわれ等の発生している路線について、その状況を調査してまいります。

単独事業では、本町の旧まるたけ食堂跡地横からツルハドラッグ横までの町道本町一号線の拡幅改良事業の調査設計が終了いたしましたので、今年度から支障物件の補償と事業に必要な用地の買収を進めてまいります。

そのほか、町道の舗装補修工事や下水路清掃・河川の土砂除去など、計画的に実施してまいります。

公園事業では、長万部町都市公園施設長寿命化計画に基づき、老朽化したみなみ児童公園の遊具

等の更新工事と長万部公園の外灯建替工事を単独事業で実施してまいります。

そのほか、とみのの森遊歩道に安全柵を設置し利用者の安全確保に努めてまいります。

公営住宅事業では、夜間停電時における入居者避難時の安全確保のため、共用廊下及び階段に設置している非常灯照明蓄電池の交換工事を計画的に実施してまいります。

次に、公共下水道事業について申し上げます。

公共下水道の整備状況は、事業認可区域306ヘクタールのうち整備済み面積は270.3ヘクタールで、認可区域の88.3%が整備されております。

水洗化件数は、平成28年1月末現在、供用開始区域内人口4,012人に対し、下水道接続人口は2,979人で、水洗化率74.3%となっており、今後も快適な生活環境づくりに向け、水洗化の普及促進に努め、自主財源の適正な確保と経営の効率化を進めてまいります。

平成28年度の主な建設工事は、終末処理場長寿命化計画に基づく更新工事の終末処理場管理棟のドア及び仮壁交換工事を実施してまいります。

次に、ガス事業について申し上げます。

ガス料金については、ガス熱量変更費用の繰延償却終了に伴い、ガス料金に係る原価見直しを行い、北海道経済産業局に平成28年4月1日実施日でのガス料金改定の認可申請を平成27年12月16日に提出しております。ガス料金改定の住民説明会は、2月8日と9日に町内2会場で開催し、延べ9人の方が出席されました。

ガス事業は、人口の減少によるガス販売量の減少や経年管の計画的な入替事業による経費の増加など、大変厳しい経営状況のため料金改定は値上げ申請となり、北海道経済産業局の査定を受けた結果、平均単価で11.32%の改定率となりましたので、本定例会に料金改定に伴う条例の一部改正を提案いたしております。

平成27年度の経営状況は、熱量変更事業により繰延勘定償却の費用を計上していることから、単年度収支で赤字が見込まれております。

平成28年度の主な事業として、経年管対策事業であるガス本支管改良工事を実施してまいります。

収益は、料金改定によるガス売上の増加を見込んでおりますが、需要家の減少やガス販売量の減少により、単年度収支で赤字の見込みとなっております。

ガス料金は、主原料のプロパンガス輸入価格の変動により、平均原価価格がガス供給条例で定めている基準平均原料価格と比較し、変動があった場合は、料金の単位料金単価を調整する原料費調整制度が導入されております。

この制度により、平成28年度も引き続き、毎月の料金を調整する事になります。

ガス事業は、今後も厳しい経営環境ではありますが、保安の確保と安全性の向上に努めるとともに、健全な経営を図るよう努力してまいります。

次に、水道事業について申し上げます。

平成27年度は、給水件数、給水量ともに1月末現在で、前年度より下回りましたが、経費の節減により、単年度収支で黒字が見込まれております。

平成28年度は、主な事業として水道管移設工事の費用を計上しております。

収益は、給水件数等の減により、給水収益の増加が見込めないことから、単年度収支で赤字の見込みとなっております。

水道事業は、今後とも経費の節減を図り効率的な事業運営を実施し、安全な水の安定供給に努め

てまいります。

次に、町立病院事業について申し上げます。

町立病院につきましては、町民みなさんの健康を支える町内唯一の一般病院として、また、救急告示病院として、その機能・充実に努めてまいります。

診療体制は、現在、内科医師2名、外科医師1名の常勤医師3名による診療と毎週火曜・金曜日に北大小児科から医師派遣をいただき小児科診療を実施しております。

土曜・日曜日の救急医療につきましては、北大から医師の派遣をいただき診療を実施しております。

今年度につきましては、高齢化の進展や多様化する診療需要等、町民のみなさんの期待に応えられる病院づくりを進めるため、より一層の医師体制の充実に努めてまいります。

また、病院事業につきましては、経営の安定化を実現するため、総務省から示された新たな公立病院改革プランに基づき「新公立病院改革プラン」を策定し、経営の改善につなげてまいります。

今後も、体制の維持強化に努め、訪問診療や健康診断・各種検診及び予防接種等の充実に努めながら、地域に根ざした信頼される病院を目指してまいります。

次に、消防関係について申し上げます

火災や災害の多種多様化、大規模化に対応する万全な消防体制を確立するため、消防組織の充実強化、消防施設・装備の整備に努め、住民が安全で安心して暮らせる町づくりを推進してまいります。

火災予防については、防火対象物並びに危険物施設への立入検査を徹底し違反是正を促すとともに、避難訓練や防火指導により予防意識の向上を図り、火災や漏洩事故の抑制に努めてまいります。また、高齢者を含む災害弱者の住宅火災による死傷者の発生を防ぐため、引き続き住宅用火災警報器の設置促進や早期更新の普及啓発に取り組んでまいります。

救急業務については、ドクターヘリや医療機関との連携を強化するとともに、救命処置の高度化、処置範囲の拡大に対応するため、救命救急士を医療研修機関に派遣し認定資格を修得させるなど、救急隊員の知識技能を高める生涯教育を実施してまいります。

また、救命率、社会復帰率の向上を図るため、学校や各施設での救急講習の開催やAEDの設置促進など、応急手当の普及啓発に取り組んでまいります。

消防団については、平成28年度より消防団員の報酬や費用弁償の支給額を引き上げ、団員の処遇改善などを図るほか、分団の消防車両にAEDを配備するなど、計画的に消防団装備の充実に努めてまいります。

なお、支給額の引き上げに伴い、本定例会に関係条例の一部改正を提案をいたしております。

次に、教育関係について申し上げます。

本年3月のJR北海道ダイヤ改正に伴い、黒松内方面から長万部高等学校へ通学する生徒が下校便として利用している普通列車3便のうち、長万部発17時43分の便が廃止される事が決定いたしました。

本町といたしましては、長万部高等学校の生徒確保や高校存続への更なる支援策として、JR廃止便と類似する時間帯に運行している、長万部中学校スクールバスの双葉・蕨岱方面下校便を黒松内方面へ延長し、高校生が活用できるよう対応してまいります。

以上、町政執行の概要について申し述べましたが、日々の変化を鋭敏に感じ取り、町民の皆様の声に耳を傾けながら、共に汗を流し地域づくりに邁進する決意であります。

町議会並びに町民のみなさんのご理解とご協力を心からお願い申し上げます。

ちょっと、訂正をお願いいたします。3頁18行目、長万部地域創生フォーラムと申しましたが、長万部地方創生サミットに訂正をお願いいたします。

11頁目の上から4行目、砂防堤と申しましたが、防砂堤に変更をお願いいたします。

14頁の16から17行目です。平均原価と申し上げましたが、平均原料と訂正をお願いいたします。

すいません、もう1カ所。16頁の6行目、誤って救命救急と申し上げましたけれども、正しくは救急救命です。よろしくをお願いいたします。

〔町長（木幡正志）自席へ〕

○議長（辻義雄） 以上で、町政執行方針を終わります。

◎長万部町教育行政執行方針

○議長（辻義雄） 次に、教育行政執行方針を行います。

鈴木教育長。

〔教育長（鈴木祐司）登壇〕

○教育長（鈴木祐司） 平成28年第1回長万部町議会定例会の開会にあたり、長万部町教育委員会が所管する教育行政の執行方針について、その大綱を申し上げます。

はじめに、変化の激しい社会の中にあって、子供たち一人一人には、新しい時代を積極的に切り拓く能力や社会の一員として共に支え合う心を育む事が求められております。教育行政におきましては、善悪の判断を身につけ、自ら主体的に考え行動し適切なコミュニケーションをとることができる人材の育成を目指して、学校種間の連携の輪を広げるとともに学校・家庭・地域相互の連携を図り、それぞれの教育力が十分に発揮されるよう努めて参ります。

また、第3次長万部町まちづくり総合計画が平成23年度からスタートしており、みんなでつころう「おしゃまんべ」～輝くふれあいの郷土、協働・教育のまち～の実現を目指して、教育行政におきましても、心豊かな人と文化を育むまちづくりに努めて参ります。その実現のため、ふるさと長万部町の自然や歴史、文化を学び、世代をこえてスポーツを共に楽しむ場や機会の充実を図り、自立・共生の生涯学習社会の実現を目指して参ります。

それでは、平成28年度の主な施策について、分野ごとに申し上げます。

学校教育について。学校教育においては、「すべては子供たちのために」という思いを共有して、学校と家庭、地域、行政がそれぞれの役割と責任を果たし、児童生徒一人一人の「生きる力」の育成を目指して参ります。

幼稚園、保育所から大学までである教育機関が、教育力を相互に活用し高め合うことを目指して、連携の場の拡大や内容の充実を図って参ります。

本年4月実施される全国学力・学習状況調査は、小学校6年生と中学校3年生を対象に、国語、算数・数学が実施教科となります。本調査については、全国体力・運動能力、運動習慣等調査とともに引き続き結果を公表し、各学校が基礎学力の確実な定着を目指し、家庭学習の定着や読書活動の充実について保護者への啓発を進めるとともに、体力や生活習慣、食習慣、運動習慣を把握し、各学校における体育・健康に関する指導などの改善に努めて参ります。

児童の虫歯予防対策の一つとして年二回実施してきたフッ化物塗布に代わり、本年度から長万部

小学校内にて週一回「フッ化物洗口」を実施します。なお、静狩小学校では、平成25年2月から導入・実施しており、本年度からすべての小学校で実施され、有効な虫歯予防対策として推進して参ります。

小学校における外国語活動や中学校の英語教育における外国語指導助手の派遣については、渡島教育局による英語指導助手派遣事業を活用するとともに、東京理科大学と連携し、外国人英語講師の協力をいただき、引き続き実施して参ります。

特別支援教育については、個別の教育支援計画の策定・活用を進め、特別支援学級における支援を行うとともに、「通常の学級に在籍している特別な支援を要する児童」に対する支援を行うため、引き続き、特別支援教育支援員を配置し支援を進めて参ります。また、児童生徒の就学指導については、長万部町教育支援委員会を開催し、小学校就学前から中学校卒業までの連続した連携や障害の状態を踏まえた総合的な観点から就学先を決定できるよう進めて参ります。

児童生徒の「いじめ・不登校」は、依然として大きな社会問題となっております。いじめ問題については、「長万部町子どもいじめ防止条例」に基づき、各関係機関・団体等との連携強化、情報共有などを進め、それぞれが果たす役割を明確化し、いじめの撲滅を目指して参ります。また、不登校児童生徒に対しては、学校適応指導専門員を配置するとともに、自立支援や不安解消、相談活動などを行う「やすらぎ学級」を必要に応じて開設するなどの対応のほか、個別の事案に応じた「ケース検討会」を開催し、支援を要する児童生徒や家庭内での状況等を学校、関係機関・関係部署が連携・情報共有し、効果的に支援できるよう努めて参ります。

長万部町教育連携会議は、小中高等学校教職員が教科や分掌ごとの情報交換や教科間での授業視察を通じて、各学校間の連携強化や授業の指導技術等の向上を図るとともに、合同講演会や英語検定など各種検定の実施も継続して進めて参ります。

長万部高等学校が行う就職対策講座については、今年度も引き続き講師派遣費用の補助を実施し、基礎力・対応力が養えるよう支援するとともに、制服購入費補助、通学費補助、国公立大学及び東京理科大学への進学を支援する奨学金の給付・貸付も継続して進めて参ります。

学校施設については、随時、安全性の点検・確認を実施するとともに、適切な管理・修繕を実施して参ります。

通学路の交通安全の確保については、長万部町青少年健全育成推進協議会に教育委員会、学校、警察、道路管理者等で構成された「通学路等安全対策部会」において、引き続き主要通学路の「合同点検」を行います。今後も関係機関との連携を強化するとともに、冬季・夏季の通学路合同点検を実施し、通学路の安全確保に向けた着実かつ効果的な取り組みを継続的に推進して参ります。

学校給食について。学校給食は食育における「生きた教材」として子供たちの食生活に大きな役割を担っております。

小中学校においての食育推進は、各学校ごとに食育計画を策定し、それに基づき栄養教諭が中核となり食育授業を実践しております。

また、学校・家庭・地域との連携が不可欠であるため、「ぱっくんタイム」や学校での試食会などにより、保護者の方々に給食を通して食育についての広報活動なども継続実施して参ります。

「安全・安心でおいしい給食」を実践するために、「学校給食施設の衛生管理基準」に基づく調理作業の実践、食材調達における産地・鮮度の確認を厳格化するとともに、老朽化した施設及び機械設備については、更新や補修等を行い衛生管理基準に対応した調理環境の整備に努めて参ります。

本年度は、紫外線殺菌している保管庫から、効果の高い熱風消毒ができる消毒保管庫の更新を行

います。

給食業務の運営は、食材の原材料高騰などから、大変厳しい状況下にあります。不足分については町費で補填をしながら、今後も原材料価格の動向を見極め、給食費の適正単価の検討も行って参ります。

給食材料購入費である給食費の未納問題は全国的な社会問題となっております。給食費の未納滞納解消については、未納者への通知や訪問、電話等による催促のほか、児童手当からの特別徴収も実施しており、学校関係者及び長万部町債権管理委員会と連携し、一層の滞納解消に努めて参ります。

社会教育について。多様で高度な学習機会や学習情報の提供、さらに指導者の育成など、総合的な生涯学習推進体制の整備が求められており、「第三次長万部町生涯学習推進計画」に基づき、人づくりや町づくりのための生涯学習の推進を目指した社会教育活動に努めて参ります。

子供から高齢者まで、それぞれの生き方に応じた学習機会の要望が高まっており町民のニーズに応じた、幅広い学習活動や体験活動の拡充に努めて参ります。

また、町民の自助や互助の精神を培うよう、多様で高度な学習活動の充実、地域活動への参画や自発的ボランティア活動の促進、団体・サークルの結成や活動への支援に努めます。

さらに、様々な教育活動や教育環境の整備充実に「学校支援ボランティア」を派遣し、地域教育力の向上を目指すとともに、「パトロールボランティア」による登下校時の見守活動や「あいさつ・声かけ運動」を奨励し、家庭・学校・地域が一丸となって事件・事故の未然防止に取り組むなど、青少年の健全育成を推進して参ります。

また、社会状況の変化に伴い、社会教育全般にわたる事業の精査、見直し等を社会教育関係団体や社会教育委員等のご意見を伺いながら参加者のニーズを基本におき、事業の推進に努めて参ります。

さらに、社会教育施設全般にわたる経年劣化については補修等を進め利用者が安全で安心して利用できる、施設の環境整備の充実に努めて参ります。

文化活動の振興について。心豊かな潤いのある人生を創造できるよう芸術・文化に親しむ機会を提供するとともに、貴重な自然や優れた文化を学び、学んだことを生かす場を設けるよう努めて参ります。

特に、長万部町を学ぶ学習機会として、地域の歴史を後世に伝えていくことをねらいに「ふるさと発見講座」を開催し、長万部町の過去・現在・未来を考え、地域文化活動の振興・充実に努めて参ります。

また、優れた舞台芸術鑑賞の機会を提供するため、文化団体と連携し実施して参ります。

図書館では、電算化の運用が図られ、よりきめ細やかで迅速かつ、適確なサービスが進められており、管理面では定期的に図書整理日を設け、蔵書管理やシステムの点検、整備を行うことにより、さらなる質の高い図書館サービスに努めて参ります。

また、豊かな情操を育むため、幼稚園・保育所、学校、地域と連携した子ども読書活動の普及を図って参ります。

特に、幼児期からの読書習慣の形成を図るうえから、ブックスタート事業を推進し、読み聞かせサークルや関係機関・団体の協力を得ながら、読書環境の整備の拡充に努めるとともに、地域に開かれた積極的な図書館活動を展開するために、移動図書館車の定期巡回、地域文庫、出前サービスの拡充を目指して参ります。

文化財等について。文化財等の保護活動については、国指定の史跡、道指定の天然記念物、埋蔵文化財、静狩湿原に自生する貴重な植物等の状態を確認するため、定期的に巡視を行い、保存・保護に努めて参ります。

また、まちの歴史や文化を知るうえで重要と思われる郷土資料等を調査するとともに、アイヌ文化の正しい理解と普及に努め、後世に伝えることを目的に「シャクシャイン古戦場跡碑」の設置に向け、積極的に取り組んで参ります。

また、文化財調査委員等、専門機関と連携を密にし、更なる町指定文化財への指定を行い、町ぐるみで文化財を守っていく態勢づくりを推進して参ります。

さらに、平和祈念館、植木蒼悦記念館、町民センターに展示している美術品やアイヌ文化、考古学、鉄道に関する資料は、町の貴重な観光資源でもあり、資料の整理に努め、学校をはじめ町内外の見学者に対し積極的にPRして参ります。

健康づくり、スポーツの振興について。町民が生涯にわたってスポーツ・レクリエーション活動に参加することのできる環境づくりを推進するとともに、「町民ふれあいオリンピック」や「冬のレクスポーツの祭典」等において、小中高等学校への参加奨励や連携強化を図るなど、幅広い世代間との交流を推進し、生涯スポーツの普及・定着に努めて参ります。

また、体育団体・サークル等の主催する競技会や各種大会を積極的に支援するとともに、スポーツ合宿の支援を強化・促進するため、安全・安心、かつ快適に利用できるようなスポーツ環境の整備にも努めて参ります。

以上、教育行政執行方針の概要について申し述べましたが、今後も各種教育施策の検証と改善を図りながら、教育関係者との連携を強化して、より信頼される教育行政の執行に努めて参ります。以上です。

[教育長(鈴木祐司)自席へ]

○議長(辻義雄) 以上で、教育行政執行方針を終わります。

暫時休憩いたします。11時15分まで休憩いたします。

11時07分 休憩

11時15分 再開

休憩前に引き続き会議を開きます。

鈴木教育長。

○教育長(鈴木祐司) 申し訳ありません。町教育行政方針の一部訂正をお願いいたします。

5頁目ご覧下さい。上から19行目なのですが、図書館では電算化の運用が図られ、より細やかで、と申し上げました。記載した文章には、「か」という文字がなかったものですから、訂正をお願いいたします。以上です。

◎予算大綱説明

○議長(辻義雄) 続いて予算大綱説明を行います。

木幡町長。

[町長(木幡正志)登壇]

○町長(木幡正志) 平成28年度各会計予算案について、その大綱をご説明申し上げます。

政府は、昨年11月に「平成28年度予算編成の基本方針」を閣議決定し、「経済再生なくして

財政健全化なし」を経済財政運営における基本哲学として、経済再生については、消費や投資の拡大に結び付く経済の好循環の拡大、イノベーション等を通じた生産性の向上や供給面の取組による潜在的な供給力の強化、人口減少と地域経済の悪循環の歯止めをかける、まち・ひと・しごとの創生を目指し、財政再建については、「デフレ脱却・経済再生」、「歳出改革」、「歳入改革」の3本柱を着実に推進し、特に、我が国財政の厳しい状況を踏まえ、歳出改革に向けた政策効果の見える化や、PDCAサイクルの強化、歳出全般にわたる聖域なき徹底的な見直しを、手を緩めることなく推進することとしております。

本町においては、こうした動向を注視しながら、財源確保や有効活用に努め、各種計画に則り、産業の振興、福祉、教育、観光のまちづくりなど、諸施策にわたり積極的に平成28年度予算を編成いたしました。

各会計の予算規模は、一般会計が42億7,600万円、特別会計は、後期高齢者医療・国民健康保険・介護保険・公共下水道・ガス・水道・病院の7会計が、合わせて31億7,953万円となり、一般会計と特別会計の合計は、74億5,553万円で、前年度対比2,931万5,000円の増となっております。

それでは、各会計ごとに主な内容について申し上げます。

はじめに、一般会計予算案についてご説明いたします。

予算総額は42億7,600万円、前年度に比較して2億600万円、5.1%の増となりました。

増額となった主な要因は、長万部中央跨線橋修繕委託や学習文化センター舞台施設改修工事、小中学校教育用パソコン整備、ふるさと納税関連の予算の増などによるものであります。

歳出の主なものは、議会費は7,026万円で、前年度に比較し467万6,000円の減で、議会運営費と事務局経費を計上いたしました。

総務費は6億7,118万2,000円で、前年度に比較し1億654万7,000円の増となります。

歳出の主なものは、公共施設対策691万2,000円、新幹線新駅周辺整備963万円、地域おこし対策1,854万2,000円、生活交通確保対策615万7,000円、地域情報化2,966万6,000円、交通安全対策120万円、ガス・温泉採取供給2,663万2,000円、防災対策100万円、このほか、一般管理費、財産管理費、徴税費、戸籍住民基本台帳費、選挙費、統計調査費、監査委員費など管理部門の経費を計上いたしました。

民生費は8億7,761万9,000円で、前年度に比較し1,113万2,000円の増となります。

歳出の主なものは、福祉センター運営893万8,000円、高齢者生活支援435万2,000円、介護予防・生きがい活動支援450万3,000円、在宅福祉支援242万7,000円、老人福祉バス運行313万円、高齢者生活福祉センター運営1,260万円、社会福祉法人施設補助361万7,000円、老人福祉センター運営626万8,000円、このほか、地域保育所等補助、心身障害者医療費、乳幼児等医療費、保育所に係る児童措置費、国民健康保険特別会計繰出金、介護保険特別会計繰出金、後期高齢者医療特別会計繰出金等に所要額を計上いたしました。

衛生費は4億8,858万円で、前年度に比較し545万4,000円の減となります。

歳出の主なものは、葬斎場整備388万7,000円、空き地・空き家等対策66万円、渡島廃棄物処理広域連合負担金8,903万6,000円、ごみ処理施設運営9,516万1,000円、

下水路整備360万円、山越郡衛生処理組合負担金2,862万9,000円、このほか、予防費、環境衛生費、公害対策費、病院事業会計繰出金、水道事業会計繰出金等に所要額を計上いたしました。

労働費は156万7,000円で、前年度に比較し、4万3,000円の減となります。

歳出の主なものは、労働金庫への貸付金100万円と季節労働者への就労援助、団体運営に対する補助などを計上いたしました。

農林水産業費は2億1,176万4,000円で、前年度に比較し343万7,000円の減となります。

歳出の主なものは、多面的機能支払交付金事業補助等、農業振興として349万円、乳牛検定組合補助、酪農ヘルパー利用組合補助等、畜産振興として314万6,000円、農地振興761万2,000円、公共牧場管理運営2,000万円、このほか、農業委員会運営など管理部門の経費を計上いたしました。

林業振興対策は、町有林の下刈、鳥獣捕獲補助等、林業振興として3,543万3,000円、分収造林878万4,000円、森林基幹道豊津・黒岩線林道負担金は1,250万円を計上いたしました。

水産業振興対策は、噴火湾渡島海域漁業振興対策協議会負担金、付着物有機資源リサイクル事業補助等、水産業振興として269万円、水産基盤整備1,920万4,000円、水産物流通加工基盤強化対策4,731万9,000円を計上いたしました。

商工費は4,014万2,000円で、前年度に比較し、2,206万2,000円の増となります。

商工振興対策は、商工会運営費補助、おしゃまんべ毛がにまつり事業補助、合宿誘致事業補助など、1,233万円であります。

観光振興対策は、観光協会運営費補助、写万岳ハイキングコース維持管理事業補助、長万部温泉井維持管理事業補助など1,060万4,000円、このほか、多目的活動センター運営経費を計上いたしました。

土木費は7億599万3,000円で、前年度に比較し6,515万9,000円の増となります。

道路橋梁維持は、道路舗装・側溝補修等・除雪対策経費等で2億9,185万6,000円、道路新設改良は、移転補償や道路用地購入などに、1,766万8,000円、河川維持550万円、公園環境整備3,970万7,000円、町営住宅整備130万円を計上いたしました。

消防費は1億9,158万3,000円で、前年度に比較し427万7,000円の増となります。

双葉分団機械器具置場修繕工事や消火栓取替工事のほか、消防本部、消防団に係る経費を計上いたしました。

教育費は4億1,801万2,000円で、前年度に比較し1,717万5,000円の増となります。

学校教育関係では、小学校整備1,416万7,000円、中学校整備1,377万7,000円を計上いたしました。

社会教育関係では、地域文化保存整備としてシャクシャイン古戦場跡碑設置工事に300万円、町民センター運営367万5,000円、学習文化センター運営4,826万5,000円を計上

いたしました。

体育関係では、スポーツセンター運営1,142万1,000円、海洋センター運営808万1,000円を計上いたしました。

学校給食センター運営は8,981万6,000円を計上いたしました。

災害復旧費は、災害応急対策として15万6,000円、林業施設災害復旧として145万8,000円を計上いたしました。

公債費、諸支出金、予備費は、それぞれ所要額を計上いたしました。

次に、歳入についてご説明いたします。

町財政の根幹であります町税収入は、5億2,873万8,000円で、前年度に比較し1,795万5,000円、3.5%の増となります。

地方譲与税、利子割交付金、配当割交付金、株式等譲渡所得割交付金、地方消費税交付金、自動車取得税交付金、地方特例交付金、交通安全対策特別交付金は、合わせて1億7,870万円を計上いたしました。

地方交付税は、前年度に比較し5,000万円、2.2%減の22億円を計上いたしました。

普通交付税を21億円、特別交付税を1億円見込んでおります。

税収入、繰入金等の自主財源は、前年度に比較し、8,406万9,000円増の11億5,353万7,000円を計上いたしました。

その主なものは、財産収入1,675万4,000円、分担金及び負担金3,323万6,000円、使用料及び手数料1億3,406万7,000円、基金繰入金3億5,582万5,000円であります。

基金繰入の内訳は、財政調整基金3億900万円、減債基金1,500万円、地域振興基金300万円、生活交通確保対策基金634万3,000円、地域福祉基金200万円、学校教育施設整備基金138万2,000円、まちづくり基金1,910万円、以上7基金からの繰入れを計上いたしました。

国庫支出金や町債等の依存財源は、前年度に比較し、1億2,193万1,000円、4.1%増の、31億2,246万3,000円を計上いたしました。

内訳として、国庫支出金は2億5,858万円で、主なものは、自立支援給付負担金8,307万1,000円、橋梁長寿命化修繕事業6,110万円、児童手当負担金4,035万円などであります。

道支出金は1億5,907万5,000円で、主なものは、自立支援給付負担金4,153万5,000円、国民健康保険税軽減費負担金2,888万3,000円、後期高齢者医療保険料軽減費負担金2,360万6,000円などあります。

町債は2億9,810万円で、内訳は、新幹線対策債250万円、低公害車導入債430万円、地域医療対策債3,000万円、農林水産関連では、町有林保育事業債等4事業4,270万円、土木関連では道路改良債等3事業4,840万円、社会教育施設整備債3,300万円、学校給食施設整備債130万円、林業施設災害復旧債90万円と、臨時財政対策債1億3,500万円あります。

次に、後期高齢者医療特別会計予算案についてご説明いたします。

予算総額は1億58万6,000円、前年度に比較して328万8,000円、3.2%の減となります。

歳入の主なものは、後期高齢者医療保険料6,440万5,000円、繰入金3,606万2,000円を計上いたしました。

次に、歳出の主なものは、保険料等負担金が9,588万円で、事務費負担金278万円を加えた後期高齢者医療広域連合納付金9,866万円を計上いたしました。

次に、国民健康保険特別会計予算案についてご説明いたします。

予算総額は9億5,636万9,000円で、前年度に比較し7,061万9,000円、6.9%の減となりました。

歳入の主なものは、国民健康保険税1億7,522万4,000円、国庫支出金2億5,688万2,000円、療養給付費等交付金2,271万9,000円、前期高齢者交付金1億5,100万円、道支出金5,018万6,000円、共同事業交付金2億1,200万円、一般会計繰入金8,769万1,000円、このほか、使用料及び手数料、諸収入等66万7,000円を計上いたしました。

次に、歳出の主なものは、総務費2,627万7,000円、職員給与費のほか賦課徴収費等の運営管理経常費を計上いたしました。

保険給付費5億5,680万8,000円、後期高齢者支援金等1億86万2,000円、前期高齢者納付金等は11万円、老人保健拠出金2万円を計上いたしました。

介護納付金4,000万円、共同事業拠出金2億2,800万円、保健事業費322万4,000円、このほか、公債費、諸支出金、予備費等98万8,000円を計上いたしております。

次に、介護保険特別会計予算案についてご説明いたします。

予算総額は7億3,011万円で、前年度に比較して1,774万3,000円、2.5%の増となります。

歳入は、保険料1億1,534万5,000円、国庫支出金は、保険給付費及び地域支援事業等に係る交付額1億9,122万5,000円、支払基金交付金は、第2号被保険者の保険料交付金、1億8,873万9,000円、道支出金1億884万円、繰入金1億2,207万5,000円、サービス収入364万8,000円、このほか、分担金及び負担金、使用料及び手数料、財産収入、諸収入で23万8,000円を計上いたしました。

次に、歳出は、総務費は2,742万6,000円で、人件費、システム管理費、介護認定に係る経費、委員会費などを計上いたしました。

保険給付費は6億6,767万6,000円で、介護サービス等諸費、審査支払手数料、高額介護サービス費、特定入所者サービス等費を計上いたしました。

地域支援事業費は3,449万1,000円で、介護予防事業費や人件費を計上いたしました。

このほか、基金積立金、公債費、諸支出金、予備費などで51万7,000円を計上いたしました。

次に、公共下水道事業特別会計予算案について申し上げます。

予算総額は3億1,245万円で、前年度に比較し2,225万円で、6.6%の減となっております。

減額になった主な要因は、建設費の減によるものであります。

歳入の主なものは、使用料及び手数料5,678万円、国庫支出金200万円、繰入金2億4,966万円、諸収入201万円、町債200万円を計上いたしております。

次に、歳出の主なものは、一般管理費3,855万3,000円、管渠管理費1,054万2,

000円、終末処理場管理費5,634万5,000円、建設費420万円、公債費2億261万円、予備費20万円を計上いたしております。

次に、ガス事業会計予算案について申し上げます。

収益的収入予定額1億110万円、収益的支出予定額1億822万円で、差引712万円に、当年度分の建設改良費による消費税資本的収支調整額274万円を加えた986万円の赤字となります。

支出予定額の主なものは、原料費2,406万2,000円、人件費2,628万3,000円、その他事業費4,742万5,000円、営業外費用1,045万円であります。

収入予定額は、製品売上7,904万円、営業雑収益724万円、営業外収益1,397万3,000円、特別利益84万7,000円であります。

資本的収支予定額は、建設改良費3,700万円、企業債償還金2,032万1,000円、合計5,732万1,000円で、これに対する財源は、企業債2,700万円、出資金900万円、過年度分損益勘定留保資金2,132万1,000円で補てんしてまいります。

次に、水道事業会計予算案について申し上げます。

収益的収入予定額1億6,507万円、収益的支出予定額1億6,386万円で、差引121万円から当年度分の建設改良費による消費税資本的収支調整額155万6,000円を差引いた、34万6,000円が赤字となります。

支出予定額の主なものは、人件費2,650万8,000円、受託工事費223万円、減価償却費5,774万円、その他営業費用6,009万2,000円、営業外費用1,729万円であります。

収入予定額は、水道料金1億4,633万円、その他営業収益425万円、営業外収益1,449万円であります。

資本的収支予定額は、建設改良費2,100万円、企業債償還金5,026万2,000円、合計7,126万2,000円で、これに対する財源は、一般会計補助金372万3,000円、工事負担金1,770万円、過年度分損益勘定留保資金4,983万9,000円で補てんしてまいります。

次に、病院事業会計予算案について申し上げます。

収益的収入予定額6億6,606万9,000円、収益的支出予定額6億6,563万9,000円で、差引43万円から、当年度分の建設改良費による消費税資本的収支調整額36万7,000円を差引した、6万3,000円が利益となります。

支出予定額の主なものは、医業費用6億6,370万2,000円、医業外費用193万7,000円あります。

収入予定額の主なものは、医業収益4億9,162万2,000円、医業外収益1億7,444万7,000円（うち一般会計補助金1億6,986万2,000円）であります。

資本的支出予定額の主なものは、建設改良費1,138万7,000円、企業債償還金130万6,000円、看護学生奨学資金貸付金102万円で、合計1,371万3,000円となり、これに対する資本的収入予定額は、他会計負担金13万8,000円で、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額、1,357万5,000円は、過年度分損益勘定留保資金で補てんしてまいります。

以上で、一般会計を含め8会計予算案の大綱について、説明を終わります。ありがとうございます。

した。

訂正をお願いしたいと思います。6頁の20行目、5億6,080万8,000円と申し上げましたが、5億5,688万8,000円であります。訂正をお願いいたします。

○議長（辻義雄） 以上で、予算大綱説明を終わります。

◎議案第1号 長万部町行政不服審査会条例

○議長（辻義雄） 次に日程第4、議案第1号、長万部町行政不服審査会条例の件を議題といたします。

説明員に提案理由の説明を求めます。

本前総務課長。

○総務課長（本前武広） ただ今上程されました議案第1号、長万部町行政不服審査会条例の提案理由と内容をご説明いたします。

平成26年に公布されました行政不服審査法の施行に伴い、同法第81条第1項に基づき設置が義務づけられる、不服申立てを諮問する第三者機関としての行政不服審査会を設置するにあたり、その組織や運営について必要な事項を定めるため、本条例案を提案するものであります。

本文をご覧ください。

表題は、長万部町行政不服審査会条例であります。

第1条は設置で、行政不服審査法の規定に基づき、その権限を処理するため、町長の附属機関として審査会を設置する旨を規定しております。

第2条は組織で、審査会は、委員5人以内で組織する規定であります。

第3条は委員で、第1項は委員を委嘱する際の基準について、第2項は任期について、第3項は再任について、第4項は任期満了後の後任者が任命されるまでの職務について、第5項は罷免の条件について、第6項は守秘義務についてそれぞれ規定するものであります。

第4条は会長及び副会長で、第1項は会長及び副会長の互選について、第2項は会長の審査会の代表及び会務の総理について、第3項は副会長の会長の補佐及び職務の代理について規定するものであります。

第5条は会議で、第1項は会議における会長の職務を、第2項は会議を開くことができる要件を、第3項は会議の議事の採決方法について規定するものであります。

第6条は意見等の聴取等で、審査会は必要に応じ委員以外の出席を求め、意見、説明を聞くことができる、とする規定であります。

第7条は庶務で、審査会の庶務は総務課で行う規定であります。

第8条は委任で、条例に定める以外に必要な事項は、会長が審査会に諮って定める規定であります。

附則として、条例の施行日を平成28年4月1日とするものであります。

以上が、ただ今上程されました議案第1号、長万部町行政不服審査会条例についての内容であります。宜しくご審議のほどお願いいたします。

○議長（辻義雄） これより質疑を行います。

質疑は歳入歳出を一括行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

これをもって、質疑を終わります。

討論ありますか。

〔「なし」の声あり〕

討論を終わります。

これより直ちに、本案を採決致します。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

◎議案第2号 行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整理に関する条例専決処分の承認
について

○議長（辻義雄） 日程第5、議案第2号、行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の件を議題といたします。

説明員に提案理由の説明を求めます。

本前総務課長。

○総務課長（本前武広） ただ今上程されました、議案第2号、行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整理に関する条例について、提案理由と内容をご説明いたします。

平成26年に公布されました行政不服審査法の施行に伴い、不服申立制度が審査請求へ一元化されることから、関係する条例を整理するものであります。

条例の改正内容につきましては、新旧対照表により要約してご説明いたします。

表の左欄が改正後で、右欄が改正前で、下線部分が変更する内容であります。

1頁をご覧ください。第1条関係は、長万部町情報公開条例の一部改正で、行政不服審査法の制定趣旨を踏まえ、第13条第1項に、公開請求に係る不作為を追加し、行政庁が法令に基づく申請に対して、何らの処分もしない場合の不服申立の取り扱いを規定するもので、合わせて、法令番号など文言の整理を行うものであります。

第2項は、行政不服審査法第9条第1項の規定は適用しないとするもので、情報公開に係る不服申立については、公文書公開審査会に諮問し採決となることから、審理員制度の適用除外を規定するものであります。

2頁をご覧ください。第2条関係は、長万部町個人情報保護条例の一部改正で、情報公開条例の一部改正と同様に、第19条第1項に行政庁の不作為の規定を追加し、法令番号等の文言整理を行うものであります。

第2項も同様に、個人情報に係る不服申立については、個人情報保護審査会に諮問し採決することから、審理員制度の適用除外を規定するものであります。

3頁をご覧ください。第3条は、長万部町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正で、不服申立制度の審査請求への一元化に伴い、文言の整理をするものであります。

4頁をご覧ください。第4条関係は、職員の給与に関する条例の一部改正で、行政不服審査法の施行に伴い、法令番号を整理するものであります。

5頁をご覧ください。第5条関係は、長万部町税条例の一部改正で、不服申立制度の審査請求への一元化に伴い、同様に文言の整理をするものであります。

6頁をご覧ください。第6条関係は、固定資産評価審査委員会条例の一部改正で、行政不服審査法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴い、地方税法の一部が改正されたことから、提出書面等の規定を整理するものであります。

第4条は、審査の申出で、審査申出書の記載事項の追加や、法令番号など、文言の整理、審査申出に関する代表者等の資格喪失時における取り扱いを追加するものであります。

7頁をご覧ください。第6条は、書面審理で、電子情報処理組織を使用した弁明書の提出や、反論書の取り扱い等を規定するものであります。

第11条は決定書の作成で、決定書への記載事項を、主文、事案の概要、審査申出人及び町長の主張の要旨、理由とし、委員会が記名押印することを規定するものであります。

8頁をご覧ください。第7条関係は、町営土地改良事業の経費の賦課徴収に関する条例の一部改正で、不服申立制度の審査請求への一元化に伴い、文言の整理と審査請求期間の延長を規定するものであります。

9頁をご覧ください。第8条関係は、長万部町手数料条例の一部改正で、第1条は、手数料を徴収する場合として、行政不服審査法の規定により、その事務について徴収する手数料を追加するものであります。

第5条は、手数料の免除規定で、生活困窮者など、町長が特に必要があると認めたものについて、免除をする規定であります。

別表は、手数料の区分及び額で、狂犬病予防注射済票再交付の次に、記載の2項目を追加し、書類の写しの交付等について、手数料の額を規定するものであります。

附則第1項は施行期日で、この条例は平成28年4月1日から施行する。というものであります。

第2項は、経過措置の原則で、行政庁の処分等に係る不服申立てであって、この条例の施行前にされた行政庁の処分等は、この附則に特別の定めがある場合を除き、なお従前の例による。とするものであります。

第3項は、固定資産評価審査委員会条例の一部改正に伴う経過措置で、改正後の審査の申出は、平成28年度以後の年度分の固定資産税についての固定資産課税台帳に登録された価格について適用し、平成27年度までの申出については、なお従前の例による。とするものであります。

以上が、ただ今上程されました、議案第2号、行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の内容であります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（辻義雄） これより質疑を行います。

ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

これをもって、質疑を終わります。

討論ありますか。

〔「なし」の声あり〕

討論を終わります。

これより直ちに、本案を採決致します。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

◎議案第3号 長万部町子どもいじめ防止条例

○議長（辻義雄） 日程第6、議案第3号、長万部町子どもいじめ防止条例の件を議題といたします。

説明員に提案理由の説明を求めます。

横井教育次長。

○教育次長（横井由紀子） ただ今上程されました議案第3号、長万部町子どもいじめ防止条例の制定について、提案理由と内容をご説明いたします。

はじめに、条例制定の背景についてご説明いたします。

子どものいじめを防止し、子どもが明るい将来を築ける環境を実現する事は、社会全体で取り組む重要課題であり、平成25年9月に国ではいじめ防止対策推進法が制定されました。また、この条例の第11条に基づき、いじめの防止等のための基本的な指針が制定されました。この法第12条では、地方公共団体は法の趣旨を踏まえ、国の基本方針を参考にして、当該地方公共団体におけるいじめ防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するため、条例等の形でいじめ防止基本方針を定める事が望ましいとされた事から、本町においても子どものいじめ防止に関する基本理念や責務を定め、いじめ防止及び解決を図るための基本となる事項を明らかにする事により、子どもが安心して生活し学ぶ事ができる環境をつくる事を目的に、長万部町子どもいじめ防止条例を制定するため本条例案を提案するものです。

本文をご覧下さい。表題は長万部町子どもいじめ防止条例であります。本条例は6章26条と附則からなっております。

第1章は総則についてです。第1条は目的で、ただ今条例制定の背景で説明した事を目的として規定しております。

第2条は用語の定義で、この条例で使用する各用語の意義を規定しており、法律や道の子どものいじめ防止条例に準じたものとしております。

第3条は基本理念で、社会全体でいじめの問題を克服する事や、いじめの防止や早期解決を図る事を規定しております。

第4条はいじめの禁止・子どもの役割で、いじめをしない事はもちろん、いじめを受けた時の相談や情報機器の使用に関する約束などを規定しております。

第5条は町の責務で、いじめの防止問題に迅速に対応するための教育委員会の態勢整備、子どもをいじめから守るための施策の策定、実施及びいじめ問題に対応する関係機関、団体との連携による学校への支援態勢等の整備を規定しております。

第6条は学校の責務で、教育活動はもちろん「いじめは誰にでも起こり得る」という共通認識のもと、いじめの早期発見、早期対応、経過観察、認知した場合の速やかな対応等を規定しております。

第7条は保護者の責務で、日頃から子どもとの対話を大切にし、いじめは絶対に許されない行為である事を理解させる事や、いじめを認知した時の対応、発覚した場合の関係機関との相談により

早期解決を図る事等を規定しております。

第8条は町民及び事業者の役割で、地域における見守りや声かけ活動、いじめを発見した際の情報提供等を規定しております。

第9条は財政上の措置で、いじめ防止のための施策を推進するための財政上の措置を規定しております。

第10条は道との連携で、必要がある場合は、町は国や北海道に必要な措置を要請する事を規定しております。

第2章はいじめ防止基本方針等についてです。

第11条はいじめ防止基本方針で、法の主旨に基づき、町が基本方針を策定する事を規定しております。

第12条は学校いじめ防止基本方針で、町内それぞれの学校が定める学校いじめ防止基本方針について規定しております。

第13条はいじめ問題対策連絡協議会で、町は関係機関及び関係団体により設置し、連携を図る事を規定しております。

第14条はいじめ対策委員会で、長万部町教育委員会の附属機関として設置し、対策委員会は教育委員会の諮問に応じ、いじめ防止等のための対策の推進に関する重要事項を調査審議する組織で、委員は5名以内で組織する事を規定しております。

第3章はいじめの防止等に関する基本的施策についてです。

第15条は学校におけるいじめの防止で、道徳教育や体験教育及び体験活動の充実、保護者や地域住民との連携、子どものいじめ防止に関する自主的な活動の推進について規定しております。

第16条はいじめの早期発見のための措置で、アンケート調査の実施や、相談体制の整備について規定しております。

第17条は学校評価等における留意事項で、いじめ防止に関する評価が適正に行われるよう規定しております。

第18条は啓発及び教育で、いじめに関する町民への啓発や、子どもの人権教育の推進について規定しております。

第4章はいじめの防止等に関する措置についてです。

第19条は学校におけるいじめ防止等の対策のための組織で、学校におけるいじめ防止、早期発見いじめへの対処を実効的に行うため、学校に設置する組織について規定しております。

第20条はいじめに対する措置で、学校はいじめの通報や相談があった場合の教育委員会への報告、子どもへの支援や、保護者との情報の共有、重大な被害の恐れがある場合の警察への通報と援助について規定しております。

第21条は報告を受けた教育委員会による措置で、いじめの報告に対し必要な支援や自ら調査する事について規定しております。

第22条は校長及び教員による懲戒、出席停止で、いじめが確認され、教育上必要と認める場合の懲戒や出席停止の措置について規定しております。

第5章は重大事態への対処についてです。

重大事態とは、法第28条第1項により、いじめにより子どもの生命、心身や財産に重大な被害が生じた疑いがあると認める時や、相当の期間、学校を欠席する事を余儀なくされている疑いがあると認める時を指します。

第23条は学校による対処で、重大な事態が発生した時は教育委員会を通じて町長に報告する義務を規定しております。

第24条は教育委員会による対処で、前条の報告等があった場合、教育委員会が調査を実施する事。調査の結果、重大事態と確認した時は条例第14条の対策委員会を活用し、調査結果を町長へ報告する事等を規定しております。

第25条は町長による対処で、対策委員会の調査結果について町長が必要と認めた時は再調査する事ができる事。また、再調査結果は議会に報告しなければならない事等を規定しております。

第6章は雑則についてです。

第26条はこの条例の定めるもののほか、必要な事項がある場合は教育委員会規則で定める事と規定しております。

附則として、この条例の施行日は、平成28年4月1日と規定しております。

以上が、ただ今上程されました議案第3号、長万部町子どもいじめ防止条例についての内容でございます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（辻義雄） これより質疑を行います。

ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

これをもって、質疑を終わります。

討論ありますか。

〔「なし」の声あり〕

討論を終わります。

これより直ちに、本案を採決致します。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

午後1時まで休憩いたします。

12時01分 休憩

13時00分 再開

休憩前に引き続き会議を開きます。

◎議案第4号 職員の分限に関する条例の一部を改正する条例

○議長（辻義雄） 日程第7、議案第4号、職員の分限に関する条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。

説明員に提案理由の説明を求めます。

本前総務課長。

○総務課長（本前武広） ただ今上程されました議案第4号、職員の分限に関する条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由と内容をご説明いたします。

地方公務員法の改正により人事評価制度が導入されることに伴い、分限処分の一つとして降給の

事由等を定める必要が生じたことから、所要の改正をするものであります。

条例の改正内容は、議案に添付しております新旧対照表により、要約してご説明いたします。

表の左欄が改正後で、右欄が改正前で、下線部分が改正する内容であります。

1頁をご覧ください。第1条は目的で、条例の制定目的に降給を追加し、合わせて文言の整理をします。

第1条の2の次に、第1条の3から第1条の5の3条を加えます。

第1条の3は降給の種類で、降給の種類を降格及び降号とし、降格は、職員の意に反して職務の級を同一の給料表の下位の職務の級に変更するもので、降号は、同一の職務の級の下位の号俸に変更するものであります。

第1条の4は降格の事由で、第1号から第4号のいずれかに該当する場合は、当該職員を降格することができる、とするもので、第1号は、勤務実績が良くない状態が改善されず、その職務の級に分類されている職務を遂行することが困難であると認められる時。

2頁をご覧ください。第2号は、心身の故障のため職務の遂行に支障があり、またはこれに堪えないことが明らかな場合。

第3号は、職務の適格性を欠く状態が改善されない時。

第4号は、職制や定数の改廃、予算の減少により職員の属する職務の級の職の数に不足が生じた場合であります。

第1条の5は、降号の事由で、職員がその職務の級に分類されている職務を遂行することが可能である場合において、勤務成績が良くない状態が改善されない時は、降号することができるとするものであります。

第2条は、降任、免職、休職及び降給の手続で、勤務成績が良くない場合の手続に、降格及び降給の場合を追加し、処分を行う場合には、公正でかつ客観的な人事評価又は勤務の状況を示す客観的な事実に基づいて行わなければならない、とするものであります。

3頁をご覧ください。第2項は、心身の故障のため、職務の遂行に支障がありまたはこれに堪えない場合の処分の手続に、降格の場合を追加し、合わせて文言の整理をするものであります。

第3項は、第2項に該当するものとして、医師の診断を命ぜられた場合の規定の追加であります。

第4項は、その職に必要な適格性を欠く場合の処分の手続に降格の場合を追加し、その適用に当たっては客観的な事実に基づいて行わなければならない、とするものであります。

第5項は、職制若しくは定数の改廃または予算の減少により、廃職又は過員を生じた場合における手続に降格の場合を追加し、合わせて文言の整理をするものであります。

第6項は、職員に対する処分の通知に、降給の場合を追加し、合わせて文言の修正をするものであります。

附則として、この条例は平成28年4月1日から施行する。

以上が、ただ今上程されました議案第4号、職員の分限に関する条例の一部を改正する条例の内容であります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（辻義雄） これより質疑を行います。

ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

これをもって、質疑を終わります。

討論ありますか。

〔「なし」の声あり〕

討論を終わります。

これより直ちに、本案を採決致します。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

◎議案第5号 長万部町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

○議長（辻義雄） 日程第8、議案第5号、長万部町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。

説明員に提案理由の説明を求めます。

本前総務課長。

○総務課長（本前武広） ただ今上程されました議案第5号、長万部町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由と内容をご説明いたします。

地方公務員法の改正により、長万部町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の制定根拠である条文が移動したことから、所要の改正をするものであります。

条例の改正内容は、議案に添付しております新旧対照表により、ご説明いたします。

表の左欄が改正後で、右欄が改正前で、下線部分が変更する内容であります。

第1条中、第24条第6項を第24条第5項に改めるもので、地方公務員法の条文が移動したことに伴い、文言の整理をするものであります。

附則として、この条例は、平成28年4月1日から施行するものであります。

以上が、ただ今上程されました議案第5号、長万部町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の内容であります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（辻義雄） これより質疑を行います。

ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

これをもって、質疑を終わります。

討論ありますか。

〔「なし」の声あり〕

討論を終わります。

これより直ちに、本案を採決致します。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

◎議案第 6 号 町長等の給与に関する条例の一部を改正する条例

○議長（辻義雄） 日程第 9、議案第 6 号、町長等の給与に関する条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。

説明員に提案理由の説明を求めます。

本前総務課長。

○総務課長（本前武広） ただ今上程されました議案第 6 号、町長等の給与に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由と内容をご説明いたします。

厳しい財政状況のおり、経常経費削減の一環として、町長等の人件費を削減するものであります。

条例の改正内容につきましては、議案に添付しております新旧対照表によりご説明いたします。

左欄改正後の下線部分のように改正するもので、条例本則の改正はなく、附則に次の 1 項目を追加いたします。

第 3 9 項として、町長等の給料月額、平成 2 8 年 4 月 1 日から平成 2 9 年 3 月 3 1 日までの間（以下この項において「特例期間」という。）に限り、第 2 条第 1 項の規定にかかわらず、同項の規定による額に、町長にあつては 1 0 0 分の 9 0、副町長にあつては 1 0 0 分の 9 3 を乗じて得た額とする。ただし、特例期間に退職する場合の当該退職の日における給料月額は、第 2 条第 1 項の規定による額とする。

ここで言う、第 2 条第 1 項の規定とは、別表に掲げる町長と副町長の給料月額で、町長 8 1 万円、副町長 6 5 万円であります。

町長の支給額については、8 1 万円に 9 0 % を乗じた額が支給額となり、1 0 % 8 万 1, 0 0 0 円が減額され、7 2 万 9, 0 0 0 円となります。

副町長の支給額については、6 5 万円に 9 3 % を乗じた額が支給され、7 % 4 万 5, 5 0 0 円が減額され、6 0 万 4, 5 0 0 円となります。

ただし、この特例期間に退職する場合の給料月額は、退職金に不利益を生じることから、別表に掲げる給料月額とする、というものであります。

実施期間はいずれも平成 2 8 年度 1 年限りであります。

附則として、この条例は平成 2 8 年 4 月 1 日から施行するものであります。

参考までに、教育長給与の一部改正も予定しており、町長、副町長、教育長の年間給与削減額は、2 8 5 万 7, 0 0 0 円になります。

以上が、ただ今上程されました議案第 6 号、町長等の給与に関する条例の一部を改正する条例の内容であります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（辻義雄） これより質疑を行います。

ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

これをもって、質疑を終わります。

討論ありますか。

〔「なし」の声あり〕

討論を終わります。

これより直ちに、本案を採決致します。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

◎議案第7号 教育長の給料額及び旅費額並びにその支給方法に関する条例の一部を改正する条例

○議長（辻義雄） 日程第10、議案第7号、教育長の給料額及び旅費額並びにその支給方法に関する条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。

説明員に提案理由の説明を求めます。

本前総務課長。

○総務課長（本前武広） ただ今上程されました議案第7号、教育長の給料額及び旅費額並びにその支給方法に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由と内容をご説明いたします。

町長、副町長給与と同様に、教育長の人件費を削減するものであります。

条例の改正内容につきましては、議案に添付しております新旧対照表によりご説明いたします。

左欄、改正後の下線部分のように改正するもので、条例本則の改正はなく、附則に次の1項目を追加いたします。

第30項として、教育長の給料月額は、平成28年4月1日から平成29年3月31日までの間（以下この項において「特例期間」という。）に限り、第2条第1項の規定にかかわらず、同項の規定による額に100分の95を乗じて得た額とする。ただし、特例期間に退職する場合の当該退職の日における給料月額は、第2条第1項の規定による額とする。

ここで言う、第2条第1項の規定とは、教育長の給料月額58万円で、この額に95%を乗じたものが支給額となり、改正後の教育長給料月額は、5%2万9,000円が減額され55万1,000円となります。

ただし、この特例期間に退職する場合の給料月額は、退職金に不利益を生じることから、第2条第1項に掲げる給料月額とするというものであります。

実施期間はいずれも平成28年度1年間限りであります。

附則として、この条例は平成28年4月1日から施行するものであります。

以上が、ただいま上程されました議案第7号、教育長の給料額及び旅費額並びにその支給方法に関する条例の一部を改正する条例の内容であります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（辻義雄） これより質疑を行います。

ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

これをもって、質疑を終わります。

討論ありますか。

〔「なし」の声あり〕

討論を終わります。

これより直ちに、本案を採決致します。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

◎議案第 8 号 職員の寒冷地手当に関する条例の一部を改正する条例

○議長（辻義雄） 日程第 1 1、議案第 8 号、職員の寒冷地手当に関する条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。

説明員に提案理由の説明を求めます。

本前総務課長。

○総務課長（本前武広） ただ今上程されました議案第 8 号、職員の寒冷地手当に関する条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由と内容をご説明いたします。

地方公務員法の改正により、職員の寒冷地手当に関する条例の制定根拠である条文が移動したことから、所要の改正をするものであります。

条例の改正内容は、議案に添付しております新旧対照表により、ご説明いたします。

表の左欄が改正後で、右欄が改正前で、下線部分が変更する内容であります。

第 1 条中、第 2 4 条第 6 項を第 2 4 条第 5 項に改めるもので、地方公務員法の条文が移動したことに伴い、文言の整理をするものであります。

附則として、この条例は平成 2 8 年 4 月 1 日から施行するものであります。

以上が、ただ今上程されました議案第 8 号、職員の寒冷地手当に関する条例の一部を改正する条例の内容であります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（辻義雄） これより質疑を行います。

ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

これをもって、質疑を終わります。

討論ありますか。

〔「なし」の声あり〕

討論を終わります。

これより直ちに、本案を採決致します。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

◎議案第 9 号 長万部町まちづくり基金条例の一部を改正する条例

○議長（辻義雄） 日程第 1 2、議案第 9 号、長万部町まちづくり基金条例の一部を改正する条例

の件を議題といたします。

説明員に提案理由の説明を求めます。

加藤まちづくり新幹線課長。

○まちづくり新幹線課長（加藤慶一） ただ今上程されました議案第9号、長万部町まちづくり基金条例の一部を改正する条例につきまして、その提案理由と内容をご説明いたします。

現在、本条例に基づく寄附金の受け入れにつきましては、寄付者が指定できる5事業を定めております。しかし、寄附金の増加に伴い、まちづくりの推進に有効活用させるための現行の町条例を寄付者に分かりやすくかつ諸事業を網羅できるように事業区分を4事業の区分に整理するため、条例の一部改正を行うものであります。

条例の改正内容は、別紙議案に添付しております新旧対照表によりご説明いたします。

表の左欄が改正後、右欄が改正前で、下線部分が変更する内容であります。

第2条は事業の区分で、第1号中「森林資源の維持、保全及び整備」を「まちづくり・産業振興・観光」に改め、同条第2号中「環境の保全及び景観の維持、再生」を「健康・福祉・医療」に改め、同条第3号中「健康で長寿のまちづくり」を「子ども・子育て支援と教育・文化・スポーツ」に改め、同条第4号中「住民自治の醸成及びコミュニティの推進」を「環境保全・森林整備」に改め、同条第5号を削るものであります。

附則として、第1項は施行期日で、この条例は平成28年4月1日から施行するものであります。

第2項は経過措置で、本条例改正前の規程により収受した寄附金については、従前の区分により取り扱う旨の規定をしております。

以上が議案第9号、長万部町まちづくり基金条例の一部を改正する条例の提案理由と内容の説明であります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（辻義雄） これより質疑を行います。ありませんか。

村川議員。

○議員（村川毅） 先ほど町長の執行方針の中で、寄附金の累計額が7,892万4,044円という説明がありました。改正前のこの事業の区分にそれぞれいくらずつ寄附金があったのか。

さらに、事業指定なし、という部分もあると思うんですが、それも含めて金額をお知らせいただきたいと思います。

○議長（辻義雄） 加藤まちづくり新幹線課長。

○まちづくり新幹線課長（加藤慶一） お答えいたします。まず、森林資源の維持、保全及び整備に関する事業では、これは平成28年2月17日現在の数字でございます。

ただ今申し上げた森林の関係ですが、寄附額は累計で1,281万5,000円でございます。

それから、環境の保全及び景観の維持、再生に関する事業では、954万1,574円でございます。

それから、健康で長寿のまちづくりに関する事業は、850万5,000円でございます。

それから、住民自治の醸成及びコミュニティの推進に関する事業では、212万5,871円でございます。

それから、地域教育力の向上及び生涯学習の振興に関する事業では、747万円でございます。

それから、未指定が3,846万6,599円で合計7,892万4,044円という風になってございます。

○議長（辻義雄） ほかにありませんか。

村川議員。

○議員（村川毅） そうすると、事業指定なしという所が1番金額が大きいという事でよろしいですね。

○議長（辻義雄） 加藤まちづくり新幹線課長。

○まちづくり新幹線課長（加藤慶一） そのとおりでございます。

○議長（辻義雄） ほかにありませんか。

〔「なし」の声あり〕

これをもって、質疑を終わります。

討論ありますか。

〔「なし」の声あり〕

討論を終わります。

これより直ちに、本案を採決致します。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

◎議案第10号 長万部町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例

○議長（辻義雄） 日程第13、議案第10号、長万部町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。

説明員に提案理由の説明を求めます。

佐藤消防長。

○消防長（佐藤英代） ただ今上程されました議案第10号、長万部町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由と内容をを説明いたします。

この度の改正は、市長村消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例及び消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律に基づき、本町消防団員の入団促進並びに処遇改善を図るため、消防団員の報酬及び費用弁償の額を改めるとともに、消防組織法及び北海道市長村総合事務組合の各条例に基づき任用条文の整理を行うため、一部を改正するものであります。

条例の改正内容は、議案に添付しております新旧対照表によりご説明いたします。

表の左欄が改正条文で、右欄が現行条文で下線部分が改正する内容であります。なお、説明は要約してご説明させていただきます。

1頁をご覧ください。第1条は消防組織法の改正に伴い任用情報を整理するものであります。

第2条の次に、第2条の2として団員の種類を加えます。これは従来の消防団員を基本団員とし、機能別消防団員と区分するものであります。

第3条は任用で、第1項第1号に市町村消防団員服務条例等を参照し、通学するものを加え、学生などの入団促進を図る目的であります。

第5条は分限で、第2項第2号の条文を第3条第1号の規定を準用したものに改めるもので、任用条件に該当しなくなった場合に、適用させるものであります。

2頁をご覧ください。第11条は報酬で、基本団員の年報酬の額を各階級一律5,000円上げるもので、団長の報酬年額6万9,000円を7万4,000円に、副団長は5万6,000円を6万1,000円に、分団長は3万8,000円を4万3,000円に、副分団長は3万4,000円を3万9,000円に、部長は2万9,000円を3万4,000円に、班長は2万4,000円を2万9,000円に、団員は2万円を2万5,000円に改め、機能別団員の報酬を2万円とするものであります。

第12条は費用弁償で、団員の出勤区分及び各出勤手当の額を改正するもので、水火災の場合を火災・災害の場合とし、1回につき4,000円を5,000円に、警戒の場合を警戒捜索の場合とし、1回につき3,500円を4,500円に、訓練の場合を訓練行事の場合とし、1回につき3,500円を4,000円に改め、新たに第4項として、第1項に掲げる職務のうち、火災・災害及び警戒・捜索については1回のサービス時間が5時間を超える場合は、同項に定める額に2,000円を加算して支給するというものであります。

3頁をご覧ください。第13条は公務災害補償、第14条は退職報償金で、市長村消防団員等公務災害補償条例等に基づく任用条令名を整理するものであります。

第15条は賞じゅつ金で、市長村非常勤消防団員賞じゅつ金及び殉職者特別賞じゅつ金条令に基づき、新たに賞じゅつ金授与に関する条文を加えるものであります。

第16条は、第15条の追加に伴う繰下げであります。

附則として、この条例は平成28年4月1日から施行するというものであります。

以上が、ただ今上程されました議案第10号、長万部町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例の内容であります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（辻義雄） これより質疑を行います。

ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

これをもって、質疑を終わります。

討論ありますか。

〔「なし」の声あり〕

討論を終わります。

これより直ちに、本案を採決致します。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

◎議案第11号 長万部町火災予防条例の一部を改正する条例

○議長（辻義雄） 日程第14、議案第11号、長万部町火災予防条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。

説明員に提案理由の説明を求めます。

佐藤消防長。

○消防長（佐藤英代） ただ今上程されました議案第11号、長万部町火災予防条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由と内容をご説明いたします。

この度の改正は、暖房器具や厨房設備等の火気設備を規制する対象火気設備等の位置構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条令の制定に関する基準を定める省令の改正に伴い、一部を改正するものであります。

改正の主なものは、厨房設備や調理器具等と建築物や可燃物との間の火災予防上安全な距離であります。離隔距離を規定する別表第3を改めるもので、改正の内容は議案に添付しております新旧対照表によりご説明いたします。

表の左欄が改正条文で、右欄が現行条文で下線部分が改正する内容であります。

なお、改正する別表全般におきまして、注釈番号、体裁等の整理を行っておりますが、離隔距離や注釈内容に主な変更はございませんので、要約してご説明させていただきます。

11頁から12頁をご覧ください。厨房設備にグリル付こんろ・グリドル付こんろを追加したほか、ドロップイン式という表現を組込型に改めます。

24頁から26頁をご覧ください。調理用器具のうち、卓上型グリル付こんろをグリル付こんろ、グリドル付こんろに改めます。

28頁から30頁をご覧ください。電気こんろ、電気レンジ、電磁誘導加熱式調理器を電気調理用機器に統合し、こんろ部分の全部または一部が電磁誘導加熱式調理器でないものと、こんろ部分の全部が電磁誘導加熱式調理器で、入力5.8キロワット以下のものとに区分したものであります。

最後の頁、33頁をご覧ください。附則として、この条例は平成28年4月1日から施行するというものであります。

以上が、ただ今上程されました議案第11号、長万部町火災予防条例の一部を改正する条例の内容であります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（辻義雄） これより質疑を行います。

ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

これをもって、質疑を終わります。

討論ありますか。

〔「なし」の声あり〕

討論を終わります。

これより直ちに、本案を採決致します。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

◎議案第12号 長万部町ガス供給条例の一部を改正する条例

○議長（辻義雄） 日程第15、議案第12号、長万部町ガス供給条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。

説明員に提案理由の説明を求めます。

佐藤水道ガス課長。

○水道ガス課長（佐藤剛） ただ今上程されました議案第12号、長万部町ガス供給条例の一部を改正する条例について、提案理由と内容をご説明いたします。

今回の改正は、ガス熱量変更費用の繰延償却終了に伴い、ガス料金の総原価の見直しにより、料金等を改正するものであります。

平成27年12月16日に、北海道経済産業局に平均単価で13.14%の改定率でガス改定の認可申請をしております。

この度、北海道経済産業局の査定を受けた結果、平均単価で11.32%の改定率で補正指示を受けております。

その結果、申請よりも1.82%の減少率となっております。この減少率については、1月料金から4月料金までの原料費調整額変動分として、0.6%の減少分を含んだ減少率となっております。また、今回の料金改定によるガス売上げの増加額は、消費税抜きで741万8,000円となる見込みであります。

改正の内容につきましては、別紙新旧対照表によりご説明いたします。

表の左欄が改正後の条文で、右欄が改正前の条文で、棒線の部分が改正する部分であります。

はじめに1頁の第23条は、単位料金の調整の改正になります。

第23条第1項中、0.102円を0.112円に改め、同条第2項第1号中6万2,410円を4万7,550円に改め、同項第2号ただし書中9万9,860円を7万6,080円に改め、2頁になります。同号中0.8169を0.8810に改めるものです。

この改正はガス料金にはガスの製造原料となるLPGの輸入価格の動向により料金を調整する、原料費調整制度が導入されており、この度の改正によって、単位料金の調整にかかる調整単位料金基準平均原料価格及び平均原料価格の換算係数を改正するものです。

次に、別表第2（第21条・第23条関係）の料金表の改定になります。料金表の改定は、使用料による適用区分ごとに料金表A、料金表B、料金表Cそれぞれの基本料金及び基準単位料金を改めるものです。

はじめに、3料金表Aの（1）基本料金の表内950.40円を1,134.00円に、880.00円を1,050.00円に、（2）基準単位料金内の表内388.80円を410.94円に、360.00円を380.50円に。

3頁になります。次に4料金表Bの（1）基本料金の表内1,593.00円を1,836.00円に、1,475.00円を1,700.00円に、（2）基準単位料金表内341.28円を352.512円に、316.00円を326.40円に。

次に、5料金表のCの（1）基本料金の表内4,255.20円を4,860.00円に、3,940.00円を4,500.00円に、（2）基準単位料金の表内294.84円を297.216円に、273.00円を275.20円に改めるものです。

4頁になります。附則になります。附則第1項は施行期日で、この条令は規則の定める日から施行するというものです。

附則第2項は経過措置になります。この経過措置は料金改定実施予定日が4月1日となる事から

4月料金について新旧料金が混在し、新旧それぞれ日割り計算による額となる事から、その計算方法を規程するものです。

以上が議案第12号、長万部町ガス供給条例の一部を改正する条例の内容であります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（辻義雄） これより質疑を行います。

ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

これをもって、質疑を終わります。

討論ありますか。

〔「なし」の声あり〕

討論を終わります。

これより直ちに、本案を採決致します。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

◎議案第13号 長万部町過疎地域自立促進市町村計画の策定について

○議長（辻義雄） 日程第16、議案第13号、長万部町過疎地域自立促進市町村計画の策定についての件を議題といたします。

説明員に提案理由の説明を求めます。

加藤まちづくり新幹線課長。

○まちづくり新幹線課長（加藤慶一） ただ今上程されました議案第13号、長万部町過疎地域自立促進市町村計画策定について、提案理由と内容をご説明いたします。

過疎地域対策につきましては、昭和45年に過疎地域対策緊急措置法が10年間の時限立法として制定されて以来、現行の過疎地域自立促進特別措置法にいたる今日まで、40年以上にわたり特別措置が講じられてきました。しかし、過疎地域におきましては人口減少に歯止めがかからず、基幹産業である農林水産業の低迷、身近な生活交通の不足、地域医療の危機、高齢化が進む集落の機能の低下など依然として厳しい状況にあります事から、平成24年6月に過疎地域自立促進特別措置法の執行期限が、平成27年度から平成32年度まで5年間延長されるとともに、平成26年4月の法改正によりまして過疎地域の指定要件の追加、過疎対策事業債の拡充を内容とする一部改正法が成立いたしました。

本町は昭和46年4月30日に過疎地域の指定を受け、法律が改正された折々に議会での議決をいただき過疎計画を作成し、各分野における過疎対策の施策を総合的かつ計画的に実施してきたところでありまして、この度の適用期間の延長に伴いまして引き続き前計画を踏襲し、計画期間を平成28年度から32年度までとした長万部町過疎地域自立促進市町村計画の作製作業を進めてまいりました。また、本計画は、北海道の自立促進方針及び自立促進北海道計画との整合性を図るため、北海道との協議を行う事が法で定められておりまして、2月19日に協議が終了いたしております。

なお、本計画は所定様式に基づきまして10項目で構成をいたしております。

また、各項目ごとに事業計画を記載しており、事業実施に当たっての財源は、国や道の補助金などを活用してまいります。補助金以外の一般財源につきましては起債に依存する事業も多く、この場合、過疎債は条件も良いことから、この過疎債の充当を受けるには本計画の中に位置付けられている事が必要となっております。それでは、内容をご説明いたします。

表題は、長万部町過疎地域自立促進市町村計画であります。本計画は、本町の独自性と豊かな自然環境などの特性を生かし、町の現状と課題を見直すとともに、これまで推進してきた町づくりの歩みと成果を継承しながら、自立促進に向けての町づくりの方向及び目標を示しております。

1頁をご覧ください。

1 基本的な事項は、1頁から7頁までであります。

(1)として、長万部町の概況を①自然的、歴史的、社会的、経済的諸条件の概要、②過疎の状況、③社会経済的発展の方向の概要を、記載いたしております。

(2)人口及び産業の推移と動向は、1頁から3頁にかけて、国勢調査や住民基本台帳からの数値を含め整理をしております、人口減少とそれに伴う就業者の減少などを整理をしております。

4頁をご覧ください。

(3)市町村行財政の状況を4頁から5頁にかけて記載いたしており、アの行政では、住民ニーズへの対応、地方分権への取り組み、他計画との整合性を示しております。

イの財政は、財政状況と財源確保を表も含め示しております。

5頁をご覧ください。

ウ施設整備水準の現況と動向についてで、交通通信体系や生活環境整備、産業施設、教育施設、福祉施設の整備を示しております。

6頁をご覧ください。

(4)地域の自立促進の基本方針であります。

高速交通や少子高齢化問題、環境問題、産業経済、地方分権への取り組みを示しており、7頁では、この基本方針に基づく戦略的・重点的事項として、①環境に配慮した快適な居住スペースの充実、②福祉社会の実現と保健医療の充実、③町民文化の醸成と生涯学習社会の構築、④独自性を持った地域産業の振興、⑤広域的な情報ネットワークと生活基盤の充実、⑥住民参加で魅力あるまちづくりを推進、の6項目を示しております。

(5)計画期間でございますが、本計画の期間は、平成28年4月1日から平成33年3月31日までの5年間としております。

また本計画は、(6)の平成29年3月策定予定である公共施設等総合管理計画との整合を図ってまいります。

大項目の2産業の振興につきましては、8頁から11頁までであります。

8頁の(1)現況と問題点として、アの農林業では、高齢化や後継者不足の現況と、乳質改善や乳牛個体管理の適正化、新しい時代に対応した農業経営の確立などの問題点を整理しております。また林業では、需要低迷と経営が持続される林業の確立を目指すなど、長期的施策展開の必要性を示しております。

イの水産業では、基幹産業として発展してきた経緯や、ホタテ貝養殖を中核とする漁業での廃棄物等の環境対策や、他の養殖事業への取り組みも整理しております。

9頁をご覧ください。

ウの商工業では、購買力流出の現況と北海道新幹線長万部駅開業に向けて、交通利点を生かした商業集積、市街地再編の課題を整理いたしております。

また工業では、高付加価値型事業の定着を目指していくとともに、企業誘致等就業機会の拡大の検討が必要としております。

エの観光では、観光客入り込み減少の現況と観光・交流をキーとした産業間の連携強化や、新たな体験型観光事業の展開が必要であると整理しております。

(2)その対策では、アの農業では、地域特産物の付加価値向上の推進、特産品開発の活動支援、育成について記載をしております。

イの林業では、計画的な造林や保育事業の推進、ウの漁業では、漁港の計画的な整備やホタテ貝の品種改良、産業系廃棄物処理対策、10頁をご覧ください、エの商工業では、融資制度の充実、環境にやさしい商店街づくり、北海道新幹線など有利な交通ネットワークをいかした企業誘致。

オ観光では、既存イベントの充実 新幹線開業に向けて観光を中心とした広域連携、親しみのある温泉街形成を整理いたしております。

10頁から11頁にかけて、事業計画を記載しております。

なお、事業につきましては、主な事業とし、特に記載を必要とするものを記載しております。

これ以降の実施事業計画につきましても、同様の考え方で記載をしております。

12頁をご覧ください。

3交通通信体系の整備、情報化及び地域間交流の促進は、12頁から14頁までであります。

(1)現況と問題点で、広域的基幹道路の結節地としての立地特性や、高速道路等の状況、北海道新幹線開業による具体的計画策定の必要性を示しております。表は、道路と橋梁の状況であります。

13頁をご覧ください。

こちらは、主要幹線道路を記載しております。

(2)その対策として、町道や橋梁などの安全性、利便性、快適性の増進や、北海道新幹線の長万部駅開業に伴うアクセス道路の整備を推進や交差道路等について、可能な限りその機能の維持・回復の追求。また、基幹農道整備や林道整備、交通安全対策と除雪体制の強化を整理いたしております。

13頁から14頁にかけて、事業計画を掲載いたしております。

15頁をご覧ください。

4生活環境の整備につきましては、15頁から16頁まででございます。

(1)の現況と問題点では、生活や事業活動に伴う環境への負荷が増大や閉鎖性海域である内浦湾の水質環境の状況を示し、ごみ処理対策や生活排水対策、消防・防災体制、居住者ニーズに応じた公営住宅の整備や、安定した水道・ガスなど、ライフラインの施設整備を図っていく必要があると整理をいたしております。

(2)その対策では、自然とふれあえる機会や場所の整備や住宅環境の整備、リサイクル型社会の実現、水質汚濁防止を推進、ごみの減量化とリサイクル率の向上、消防体制の整備、防災体制の整備充実を示しております。

15頁から16頁にかけて、事業計画を掲載いたしております。

17頁をご覧ください。

5高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進であります。

(1)現況と課題では、高齢化の進行による成人病の増加や、一人暮らしや高齢者世帯の増加に伴

う、扶養や介護問題があり、生涯を通じた健康づくりの推進や、医療設備の充実などの総合的な保健医療対策や、在宅福祉サービス、福祉施設の充実等を図っていく必要があること。また、健康の保持・増進と疾病予防のため、母子保健や成人・老人保健など、各種の保健事業を展開していく必要や、保育施設、児童福祉施設等の整備充実が必要であることなどを整理いたしております。

(2)その対策では、保健福祉サービスの効果的提供や、保健福祉情報の共有化と一元管理への努力、保育需要に対応した保育所等の整備推進、独居老人世帯等への訪問活動の機動力を確保等を示しております。

17頁は、これらの事業計画を記載しております。

18頁をご覧ください。

6 医療の確保についてであります。

(1)の現況と問題点では、町内の医療施設の状況とともに、町立病院の現況を示しており、地域医療体制の確立や、在宅サービスの基盤整備の充実が求められていることや、救急に関しては、機動力の強化と応急処置の充実、受け入れ体制の整備を図っていくことの必要とともに、医療施設としての充実についても示しております。

(2)その対策では、広域的な医療供給体制のシステム化の推進や、在宅サービスや訪問看護体制を充実、医療スタッフの確保、町立病院の中核医療施設としての再編整備推進、救急救命士の確保と育成、さらには町立病院改修事業についても整理いたしております。

18頁は、事業計画を記載しております。

19頁をご覧ください。

7 教育の振興についてであります。

(1)の現況と問題点では、時代潮流の急速な変化は学校教育に留まることなく、生涯を通じた自主的、主体的な活動を必要とし、それらがなされる環境づくりが大きな課題となっており、多様な学習機会の拡充、家庭教育、幼児教育の充実などに取り組んでいくことが、必要性や学校の設置状況と現況と積極的な地域交流と学校間連携を図り、まちづくり活動の進展を目指していくことが望まれていると整理いたしております。

(2)のその対策では、「特色のある学校」「魅力ある学校」づくりの取り組みの推進や、学校教育関係施設の整備、スポーツ施設の充実とともに、積極的にまちづくりに参加できるような環境づくりに努めることを示しております。

19頁では、学校の現況、高等教育施設を表示しております。

19頁から20頁にかけて、事業計画を記載いたしております。

21頁をご覧ください。

8 地域文化の振興等についてであります。

(1) 現況と問題点では、南部陣屋跡などの史跡や素朴な伝統行事や施設等があり、これらの特性の調査・保全・継承を図り、地域文化の活用などについて整理いたしております。

(2) その対策では、町民の主体的・創造的な文化活動への支援や、歴史文化の継承、スポーツ・レクリエーション活動の充実、各地域の文化活動拠点となる会館施設等を整備し、サークル等の育成と相互啓発機会の充実等を整理いたしており、事業計画を記載いたしております。

22頁をご覧ください。

9 集落の整理についてであります。

(1) 現況と問題点では、農業集落をはじめ、漁業、商業などの単位集落の点在、中心市街地で

の新幹線駅の設置決定や国道5号バイパスの開通等での集落形成への影響と、住民の理解のもとに計画的な都市・集落施設、土地基盤の整備の必要を整理しております。

(2) その対策では、用途区分に応じた土地利用計画を見直しについてや、中心市街地の活性化、老朽化している各地域会館の建て替え等を整理いたしております。表は集落の現況であり、併せて事業計画を掲載しております。

23頁をご覧ください。

10 その他地域自立促進に関し必要な事項についてであります。

(1) 現況と問題点では、町民と行政が連携を強め、将来像実現へむけたプロジェクトの展開や、各種イベントや交流事業の推進を記載しており、人材育成の必要性や地域が「自ら考え、行動する」との自覚をもち、地域の存立意義を高め、特性を踏まえた創意と独自性のあるまちづくりが求められていることなどを整理いたしております。

(2) その対策では、ふれあい交流イベントを積極的に支援し、多様な分野においての地域づくりの活動推進についてや電子自治体の構築に向けた整備など、それらの事業計画について示しております。

以上がただいま上程されました議案第13号、長万部町過疎地域自立促進市町村計画についての内容であり、過疎地域自立促進特別措置法第6条第1項の規定により、議会の議決をお願いするものであります。よろしくご審議の程お願いいたします。

○議長(辻義雄) これより質疑を行います。

ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

これをもって、質疑を終わります。

討論ありますか。

〔「なし」の声あり〕

討論を終わります。

これより直ちに、本案を採決致します。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

14時05分まで休憩いたします。

13時55分 休憩

14時05分 再開

休憩前に引き続き会議を開きます。

◎議案第14号 平成27年度長万部町一般会計補正予算(第9号)

○議長(辻義雄) 日程第17、議案第14号、平成27年度長万部町一般会計補正予算(第9号)の件を議題といたします。

説明員に提案理由の説明を求めます。

本前総務課長。

○総務課長（本前武広） ただいま上程されました議案第14号、平成27年度長万部町一般会計補正予算（第9号）について、その内容をご説明いたします。

今回の補正は、各種事務事業等の終了による執行経費をはじめ物件費等の不用額や歳入を精査し、生じた財源を後年度以降の財源とするため財政調整基金に積立てするものであり、歳入歳出に1億6,454万4,000円を追加し、補正後の予算総額を48億4,569万7,000円とするものであります。

補正予算書に添付しております概要により、歳出からご説明いたします。

議会費は124万6,000円の減額で、職員手当等、旅費、需用額を整理いたしました。

総務費は、3億928万7,000円の追加であります。

一般管理費は2億729万4,000円の追加で、このうち減額となるものは、報酬は表彰審議会等の開催回数減により22万8,000円の減、共済費は臨時職員賃金の減に伴い101万3,000円の減。

報償費は3万8,000円、旅費は13万9,000円の減額で、それぞれ執行残を整理いたしました。

需用費は650万円の減額で、内訳は、消耗品費120万円、印刷費50万円、燃料費220万円、電気料180万円、水道料60万円、下水道料20万円の減額であります。

委託料は26万5,000円、使用料及び賃借料は11万円、負担金・補助及び交付金は37万4,000円の減額で、それぞれ執行残を整理いたしました。

積立金は2億1,596万1,000円の追加で、各基金を整理し、今回の補正に伴う歳出不用額と歳入を精査し、一般財源を後年度以降の財源調整とするため財政調整基金に2億1,595万9,000円を積立するものであります。

なお、この積立をした後の財政調整基金残高見込額は13億6,214万円となります。

文書広報費10万円の減額は需用費で、広報の印刷費を整理いたしました。

財産管理費は、168万9,000円の減額であります。

需用費、委託料は、それぞれ執行残を整理いたしました。

企画費は、7,731万5,000円の追加であります。

報酬9万6,000円、委託料270万円の減額は、新幹線を核としたまちづくり実行計画策定業務に係る経費で、執行残を整理いたしました。

負担金・補助及び交付金は8,010万6,000円の追加で、このうち減額となるものは、北海道新幹線建設負担金が150万円、長万部地方創生サミット補助金が34万4,000円、追加となるものは、国の地方創生加速化交付金の対象事業として行う、先進的アグリビジネス事業補助金7,000万円、北渡島檜山4町連携事業負担金595万円、移住と無農薬農場推進事業補助金600万円の3事業であります。

歳入では、13国庫支出金、総務費国庫補助金、地方創生事業で7,995万円を計上いたしました。

なお、これら追加となる3事業は、平成28年度に繰り越して実施いたします。

積立金は、5,000円の追加で地域振興基金等の利息であります。

電子計算費は、2,901万3,000円の追加であります。

委託料は2,463万円の追加で、内訳は、情報セキュリティ対策事業委託が2,825万6,

000円の追加、その他、番号制度システム改修委託等で362万6,000円の減額であります。

備品購入費は510万8,000円の追加で、内訳は、インターネット接続系の仮想化用サーバー、パソコン、無線LAN機器が569万2,000円の追加、庁内LAN用パソコン及び統合脅威管理装置は入札執行残等により58万4,000円の減額であります。

歳入では、13国庫支出金、総務費国庫補助金、番号制度システム整備事業で134万1,000円の減額、同じく情報セキュリティ強化対策事業で545万円を計上いたしました。

なお、今回、委託料及び備品購入費で計上しました情報セキュリティ対策事業につきましては、平成28年度に繰り越して実施いたします。

負担金・補助及び交付金72万5,000円の減額は、番号制度中間サーバー負担金の減によるものであります。

交通安全対策費は28万3,000円の減額であります。

賃金、需用費は執行残を整理し、工事請負費は、道路区画線工事の見積執行残を整理いたしました。

防災防犯諸費は、27万6,000円の減額であります。

報酬8万円の減額は、安全で住みよい町づくり推進協議会委員及び国民保護協議会委員に係るもので、開催案件がなかったことによるものであります。

工事請負費6万円の減額は、避難路整備工事に係る入札執行残、負担金・補助及び交付金13万6,000円の減額は、避難所整備事業補助金に係る執行残を整理いたしました。

税務総務費8万6,000円の減額は、臨時職員に係る通勤手当を整理いたしました。

賦課徴収費は24万円の減額で、それぞれ執行残を整理いたしました。なお、償還金・利子及び割引料20万円の追加は、過年度分過誤納還付金であります。

戸籍住民基本台帳費は60万4,000円の追加で、委託料100万4,000円の追加は、地方公共団体情報システム機構への個人番号カード等業務委託で、歳入では、13国庫支出金、総務費国庫補助金、個人番号カード交付事業で歳出同額の100万4,000円を計上いたしました。

使用料及び賃借料40万円の減額は、戸籍システムに係る見積執行残の整理であります。

選挙管理委員会費は5万1,000円の追加で、旅費6万3,000円の減額は執行残、委託料11万4,000円の追加は、選挙権表示登記要件の改正に伴う選挙人名簿システムの改修委託で、歳入では、13国庫支出金、総務費国庫補助金、選挙人名簿システム改修事業で5万6,000円を計上いたしました。

知事道議選挙費は104万2,000円の減額。

2頁をご覧ください。

町議選挙費は103万4,000円の減額で、いずれも執行残を整理いたしました。

統計調査総務費24万円の減額は、各種統計調査事務費確定によるものであります。

民生費は3,246万5,000円の減額であります。

福祉センター費は82万5,000円の減額で、それぞれ執行残を整理いたしました。

老人福祉総務費は、531万7,000円の減額であります。

需用費15万円の減額は、修理費の執行残、委託料213万7円の減額は、給食サービスの利用減や老人福祉バスの運行時間数減及び緊急通報システムの利用者減によるものであります。

負担金・補助及び交付金23万円の減額は、地域敬老会補助金で出席者の減によるもの。

扶助費は280万円の減額で、内訳は、社会福祉施設入所者措置260万円、家族介護慰労10

万円、緊急通報携帯電話10万円の減額であります。

老人福祉費469万9,000円の減額は、介護保険特別会計繰出金の確定によるものであります。

地域会館等管理費171万円の減額は、それぞれ執行残を整理いたしました。

心身障害者特別対策費は1,031万1,000円の減額で、扶助費920万円減額の内訳は、重度心身障害者医療費が450万円の減、介護・訓練等給付費が1,100万円の減、自立支援医療費が630万円の追加であります。その他、執行残を整理いたしました。

ひとり親家庭福祉費、扶助費80万円の減額は、医療費の減によるものであります。

後期高齢者医療費、負担金・補助及び交付金1,273万1,000円の減額は、負担金確定によるものであります。

老人福祉センター施設費、需用費65万円の減額は、燃料費及び電気料であります。

臨時福祉給付金事業費は1,611万1,000円の追加で、負担金・補助及び交付金1,380万円追加の内訳は、昨年6月の定例会で補正いたしました臨時福祉給付金の精算による減が120万円、今回追加します年金生活者等支援臨時福祉給付金が1,500万円で、その他、システム構築に係る委託料など、事務経費の追加や執行残を整理いたしました。

歳入では、13国庫支出金、民生費国庫補助金、臨時福祉給付金事業で1,590万2,000円を計上いたしました。

なお、年金生活者等支援臨時福祉給付金については、平成28年度に繰り越して実施いたします。

児童措置費は、621万円の減額であります。

賃金110万円の減額は、臨時保育士の減及び保育助手への変更となったことによるものであります。

扶助費425万円の減額は、児童手当で受給者の減によるものであります。その他、執行残を整理いたしました。

子育て世帯臨時特例給付金事業費は、32万3,000円の減額で、それぞれ執行残を整理いたしました。

3頁をご覧ください。

衛生費は1,516万円の追加であります。

予防費は989万5,000円の減額であります。

委託料は990万円の減額で、内訳は、母子健康診査が140万円、定期予防接種委託が550万円、各種健康検診委託が330万円、それぞれ減額となるものであります。

償還金・利子及び割引料5,000円の追加は、過年度分がん検診推進事業精算返還金であります。

環境衛生費の需用費49万円の減額は、燃料費及び修理費。

公害対策費は57万7,000円の減額で、水質検査委託、騒音測定委託の執行残と、連絡車購入に係る入札執行残を整理いたしました。

清掃総務費は30万9,000円の減額で、燃料費、修理費の執行残と、汚水処理施設共同整備事業計画策定業務委託に係る入札執行残を整理いたしました。

ごみ処理費は205万7,000円の減額であります。

報酬11万5,000円の減額は、廃棄物減量等推進審議会の開催回数の減によるもの、その他、需用費、役務費、委託料、工事請負費について執行残を整理いたしました。

下水路整備費 20万2,000円の減額は、下水路清掃委託で、執行残の整理。

し尿処理施設費は、山越郡衛生処理組合負担金の確定により131万円の減額であります。

病院事業費、繰出金 3,000万円の追加は、病院事業会計繰出金で、収支不足額分であります。

農林水産業費は5,420万5,000円の減額であります。

農業委員会費は、普通旅費を整理いたしました。

農業総務費 1,000円の追加は、積立金で、中山間ふるさと・水と土保全基金の利息であります。

農業振興費、負担金・補助及び交付金 2,498万4,000円の減額は、機構集積協力金交付事業で、国及び道からの予算配当がなかったことから、減額するものであります。

農地費は200万8,000円の減額であります。

需用費 26万5,000円の減額は、修理費で執行残によるもの、負担金・補助及び交付金 174万3,000円の減額は、静狩地区道営農道整備事業費の確定に伴う負担金の減であります。

林業振興費は1,494万2,000円の減額であります。

工事請負費 1,264万3,000円の減額は、町有林造林事業の事業費確定及び入札による執行残の整理で、その他、物件費などの執行残を整理いたしました。

分収造林事業費は625万5,000円の減額で、工事請負費 583万6,000円の減額は、事業費の確定による減。その他、需用費の執行残を整理いたしました。

林道新設改良費の負担金・補助及び交付金 188万6,000円の減額は、森林基幹道豊津黒岩線林道負担金の確定によるものであります。

水産業総務費、需用費 5万円の減額は修理費。

水産基盤整備費、負担金・補助及び交付金 161万1,000円の減額は、水産物供給基盤機能保全事業地元負担金で、事業費確定によるものであります。

水産物流通加工基盤強化対策費の委託料は240万円の減額で、ホタテウロ搬入量の減少による廃棄物処理委託の減であります。

商工費、商工振興費、負担金・補助及び交付金は、22万円の減額で、中小企業特別融資借入額の減によるものであります。

土木費は3,668万3,000円の減額であります。

大型乗用車両等管理費、需用費 31万7,000円の減額は、燃料費であります。

道路橋梁総務費、委託料 45万1,000円の減額は、道路台帳補正委託等の執行残を整理いたしました。

道路橋梁維持費は2,023万2,000円の減額であります。

需用費 227万円、役務費 1万6,000円の減額は、燃料費や修理費等の執行残を整理いたしました。

委託料は284万1,000円の減額で、内訳は、測量調査設計委託が274万1,000円の減額、廃棄物処理委託が10万円の減額であります。

工事請負費 302万9,000円の減額は、長万部中央跨線橋外修繕工事等の入札執行残を整理いたしました。

備品購入費 1,207万6,000円の減額は、除雪ドーザ及びハンドガイド型ロータリー除雪機の導入に係る入札執行残を整理いたしました。

道路新設改良費、委託料 176万円の減額は、町道本町一号線調査設計業務委託に係る入札執行

残の整理であります。

河川維持費、委託料10万5,000円の減額は、メムナイ川外床下委託の執行残であります。
4頁をご覧ください。

公共下水道費、繰出金970万1,000円の減額は、公共下水道事業会計繰出金であります。
公園費は237万7,000円の減額であります。

賃金112万9,000円の減額は、公園管理作業員等の時間外作業等の減によるものであります。

工事請負費21万8,000円の減額は、あやめ公園休憩所新築工事等の入札執行残の整理、その他、物件費等の執行残を整理いたしました。

住宅管理費は174万円の減額で、需用費30万円の減額は、電気料、委託料96万6,000円の減額は、消防用設備検査委託等の見積執行残を整理いたしました。

工事請負費47万4,000円の減額は、神社下団地ガス経年管理設管改修工事等の入札執行残を整理いたしました。

消防費は272万円の減額であります。

常備消防費は200万円の減額で、研修旅費及び燃料費を整理いたしました。

非常備消防費60万円の減額、消防施設費12万円の減額は、それぞれ執行残を整理いたしました。

教育費は2,945万8,000円の減額であります。

教育委員会費は18万5,000円の減額で、委員長不在期間の報酬額及び普通旅費の執行残を整理いたしました。

事務局費は184万円の減額で、共済費は臨時職員の社会保険料、賃金は学校適応指導専門員に係るもの、需用費は燃料費を整理いたしました。

負担金・補助及び交付金109万円の減額は、内訳が、奨学金給付金が26万円の減額、長万部高校通学費補助金が40万円の減額、長万部高校制服購入費補助金が53万円の減額であります。

貸付金は、奨学金貸付金の確定により53万円の減額であります。

小学校費、学校管理費は925万円の減額であります。

需用費は530万円の減額、役務費は15万円の減額で、燃料費や電気料等、物件費を整理いたしました。

委託料は65万9,000円の減額で、各検査委託の執行残を整理いたしました。

工事請負費は96万2,000円の減額で、長万部小学校天窓修繕工事の入札執行残を整理いたしました。

備品購入費217万9,000円の減額は、校務用パソコン等、管理備品の入札及び見積合わせによる執行残を整理いたしました。

小学校費、教育振興費は77万円の減額で、それぞれ執行残を整理いたしました。

中学校費、学校管理費は798万3,000円の減額であります。

需用費は100万円の減額、役務費は7万5,000円の減額で、燃料費や電気料等、物件費を整理いたしました。

委託料は、465万8,000円の減額で、内訳は、スクールバス行事便の町有バス併用に伴い400万円の減額、その他、機械警備委託等、施設管理委託で65万8,000円の減額であります。

工事請負費は88万円の減額で、体育館外壁修繕工事等の執行残の整理、備品購入費は137万円の減額で、校務用パソコン等、管理備品の入札及び見積合わせによる執行残の整理であります。

中学校費、教育振興費は69万円の減額で、それぞれ執行残を整理いたしました。

社会教育総務費は88万円の減額。

町民センター施設費は11万8,000円の減額で、それぞれ執行残を整理いたしました。

学習文化センター施設費は84万8,000円の減額であります。

工事請負費31万円の減額は、舞台吊物設備ワイヤー等交換修繕工事等の入札執行残の整理。その他、需要費、委託料の執行残を整理いたしました。

保健体育総務費は58万円の減額で、それぞれ執行残を整理いたしました。

5頁をご覧ください。

ファミリースポーツセンター施設費、需用費の176万円の減額、青少年会館施設費、需用費の18万円の減額は、燃料費等の執行残を整理いたしました。

海洋センター施設費は112万円の減額で、賃金はプール監視員の出役日数の減、需用費は燃料費等の執行残を整理いたしました。

学校給食センター費は325万4,000円の減額で、それぞれ執行残を整理いたしました。

公債費は280万6,000円の減額であります。

元金1万7,000円の追加は、利率見直しによる元利償還金の変更によるものであります。

利子282万3,000円の減額は、平成26年度借入分の利率確定により不用額を整理いたしました。

諸支出金、ガス事業費は10万円の減額で、ガス事業会計繰出金であります。

1頁にお戻りください。

次に、歳入についてご説明いたします。

ただいま歳出でご説明した分は、省略させていただきます。

町税は、8,920万円の追加であります。

個人町民税は、現年課税分が所得割の増により、4,800万円の追加、滞納繰越分が180万円の減額。

法人町民税は、法人税割の増により1,300万円の追加。

固定資産税は、現年課税分が償却資産の増により、2,500万円の追加、滞納繰越分が90万円の減額であります。

町たばこ税は、販売数の増により550万円の追加。

入湯税は、入湯客数の増により40万円の追加であります。

分担金及び負担金、民生費分担金の保育所分担金450万円の追加は、利用者の増によるものであります。

使用料及び手数料は669万3,000円の減額で、それぞれ利用状況等を精査して整理いたしました。

国庫支出金は1億535万1,000円の追加であります。

民生費国庫負担金の国民健康保険税軽減費、537万9,000円の追加は、平成26年度精算によるものであります。

自立支援給付は647万円の減額で、利用者及び対象者の減によるものであります。

児童手当は235万1,000円の減額で、支給額減によるもの。

公共土木施設災害復旧費国庫負担金の公共土木施設災害復旧事業1,002万2,000円の追加は、昨年の第4回町議会定例会で議決いただきました、町道オタモイ線の災害復旧事業に係るもので、国の予算の関係から、平成28年度の歳入となる可能性がある旨をご説明しておりましたが、この度、2月28日付けで年度内交付の通知があったことから追加するものであります。

総務費国庫補助金の中間サーバー整備事業72万5,000円、まちづくり計画策定事業260万円の減額は、事業費確定によるものであります。

2頁をご覧ください。

民生費国庫補助金の地域生活支援事業は84万7,000円の減額で、利用者の減少によるもの。

衛生費国庫補助金のがん健診推進事業20万6,000円の減額は、補助率の見直しによるものであります。

土木費国庫補助金の家賃減免事業1,000円の減額、橋梁長寿命化修繕事業248万7,000円の減額は、交付基本額の減によるもの。

除雪事業750万円の追加は、交付金決定額の増によるものであります。

公園長寿命化事業6万2,000円の減額は、交付基本額の減によるもの。

道路ストック総点検事業161万4,000円の減額は、交付金決定によるものであります。

除雪機械導入120万8,000円の減額は、事業費確定による減額であります。

道支出金は2,834万3,000円の減額であります。

民生費道負担金、国民健康保険税軽減費は433万1,000円の追加で、平成26年度精算によるものであります。

自立支援給付323万5,000円の減額は、利用者及び対象者の減によるもの。

後期高齢者医療保険料軽減費は46万円の追加で、平成26年度精算によるものであります。

児童手当71万5,000円の減額は、支給額の減によるものであります。

民生費道補助金は、地域生活支援事業から乳幼児等医療費事務費まで、事業確定などにより整理いたしました。

一時保育事業は、新制度施行に伴う補助要件の変更により事業採択されなかったことから、57万3,000円の減額であります。

農林水産業費道補助金、森林病虫害等防除事業9,000円の減額で、補助率の減によるもの。

機構集積協力金交付事業2,498万4,000円は、国及び道から予算の配当がなかったことから減額するものであります。

3頁をご覧ください。

総務費道委託金及び農林水産業費道委託金の2項目・3事業は、事業確定などにより整理いたしました。

財産収入は77万4,000円の減額であります。

財産貸付収入、家屋貸付収入82万6,000円の減額は、社団法人双葉の森の退居に伴う貸付収入の減。

利子及び配当金は4万9,000円の追加で、財政調整基金等の利子。

不動産売払収入3,000円の追加は、土地売払収入であります。

諸収入は939万7,000円の減額であります。

雑入の重度心身障害者医療費から、高速道路跨道橋点検事業まで6項目は、それぞれ事業の確定や年度末を見込んで整理いたしました。

町債は1,070万円の追加であります。

総務債から教育債まで、事業費等の確定により整理いたしました。

次に、補正予算書の5頁をご覧ください。

第2表は、繰越明許費であります。

款総務費、項総務管理費、事業名北渡島檜山4町連携事業、金額595万円以内から、款民生費、項社会福祉費、事業名臨時福祉給付金事業、金額1,731万4,000円以内までの5事業、合計金額1億3,321万2,000円以内を、平成28年度に繰越して使用するというものであります。

第3表は、地方債補正であります。

追加は、起債の目的、防災施設整備から学校給食施設整備までの4項目で、限度額の総額は2,450万円以内、起債の方法、利率、償還の方法は記載のとおりであります。

次に変更は、起債の目的、ガス事業対策から公共土木施設災害復旧まで7項目で、変更前の総額6,600万円を変更後の総額5,220万円に138万円減額し、この表のとおり変更したいというものであります。

以上が平成27年度長万部町一般会計補正予算第9号の内容であります。

なお、譲与税等の決定は年度末となるため、専決処分に対応したいと考えておりますので、あらかじめ、お含み置き願います。

以上、よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（辻義雄） これより質疑を行います。

質疑は歳出より行います。

はじめに議会費、15頁です。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議会費を終わります。

次に総務費、15頁から20頁です。ありませんか。

村川議員。

○議員（7番 村川毅） 17頁の6企画費、19負担金・補助及び交付金の先進的アグリビジネス事業補助7,000万円、移住と無農薬農場推進事業補助600万円の交付先と事業内容を教えてください。

○議長（辻義雄） 加藤まちづくり新幹線課長。

○まちづくり新幹線課長（加藤慶一） お答えいたします。

こちらは執行方針の中でも示しておりましたが、地方版総合戦略に基づく取り組みということで、先駆性を高めてレベルアップの加速化を図るということで、国の平成27年度補正予算によりまして、地方創生加速化交付金というのを国で創設をいたしました。これに関連してですね、地方創生総合戦略の中で、先に上乘せ交付金に該当しておりました先進的アグリビジネス事業というのは、理科大との連携事業でございます。これにつきましては、理科大の子会社であるインベストメントマネジメント社を中心とするコンソーシアムの代表会社として、アイエム社とっておりますがインベストメントマネジメント社に、交付をしております。

それから同じく、移住と無農薬農場推進事業補助につきましても、地方創生の加速化交付金の対象事業でございまして、こちらはNPO法人おしゃまんべ夢倶楽部を対象に、交付をする予定でございます。

まず、東京理科大学との連携事業につきましては、こちらは最終的には、営業法人を設立して再生可能エネルギーと大学との研究による高度な農業生産システムを融合させた、先進的アグリビジネス事業を展開することによりまして、安全安心かつ高付加価値の農作物を作って、そしてこれを販売することによりまして、営業法人の収益を確保して雇用を生み出すというような目的のものでございます。

それから、移住と無農薬農場の部分につきましては、こちらは無農薬の野菜ということで、こちらも高付加価値のものを作ることによりまして、高収益をあげて、これも雇用の確保を生んでいくというような内容でございます。

○議長（辻義雄） 村川議員。

○議員（7番 村川毅） 私が心配しているのは、先行型で去年の補正でそれぞれ3,000万円と400万円出て、このアイエム社ですか、アイエム社は合わすと1億。夢倶楽部には、1,000万円の交付金が出ているわけですよ。前回、まちづくり新幹線特別委員会、新幹線まちづくり特別委員会で聞いたところによると、調査事業としてこの1、2年間は調査事業なんだと、アグリビジネスの方ですけど。他に3回しか質問出来ないの、いっしょくたにやりますけども。このまちづくり、夢倶楽部の方に対しても、印刷と言いますかそういう部分に使うんだと。今聞いてますと、全く具体性がない中で、果たしてこの創生総合戦略って、5年間なんですよ。5年間で、それだけの金額使い切れるのかどうかというのが、ちょっと心配しているんですけども。そのへんどうですか。町との関わり合いというのは、どういうふうになるんですか。

○議長（辻義雄） 加藤まちづくり新幹線課長。

○まちづくり新幹線課長（加藤慶一） 具体を申し上げますと、これは5年間の地方創生総合戦略に基づいておりますので、年度毎の事業計画を実は出しております。

その中で、もう少し詳しく申し上げますと、東京理科大学との連携のアグリビジネス事業につきましては、今回の加速化交付金で充当していくものとしては、農業生産システムの構築に関する実地研究、調査研究費、2,500万円、農業用施設試作及び拡充費が1,500万円、運営費1,000万円、それから再生可能エネルギーでは、発電施設の試作の施設試作費1,300万円、高架の測定比較実験この運営費について500万円、というようなことで計画をしております。

それから、無農薬の実践農場の関係につきましては、無農薬実践農場施設整備費260万円、情報発信の強化、無農薬野菜の販路拡大にむけたPR及びプロモーションの活動推進費240万円、それから、葛飾区産業フェアへの出店、マルシェの開催に要す経費100万円、というような状況でございます。

○議長（辻義雄） 村川議員。

○議員（7番 村川毅） それぞれそちらの団体の方に、交付してしまうわけですけど、当然、アグリビジネスについては、町と連携しながらやるとのことですので、当然担当の方も一緒に進めるんでしょけども、夢倶楽部の方もですね、同じような感じで報告を受けながら毎年やるということですので、その辺のチェック体制はきちんとやるということによろしいんですよ。

○議長（辻義雄） 加藤まちづくり新幹線課長。

○まちづくり新幹線課長（加藤慶一） 常に連携をとってですね、協力関係を持ってですね、やっていきたいと思っております。

○議長（辻義雄） 他にありませんか。

辻議員。

○議員（3番 辻紀樹） 関連質問なんですけど、NPO法人の方なんですけども、これだけの補助を入れて、もとの営林署の跡地でやってるんですけども。無農薬でやるというのは、ぼくはちょっと無理だと思ってるんですけど、これだけ補助事業をやって、あの地域っていうのは、農地ではありませんよね。雑種地か原野になってると思いますが、将来農地になる可能性っていうのはないんでしょうか。これだけ事業を入れて、開墾するということになれば、現況農地っていう風になりませんか。どうでしょうか。

○議長（辻義雄） 中山産業振興課長。

○産業振興課課長（中山裕幸） お答えいたします。

現況で農地であれば、それは農地ということではと思います。ただ、登記上とかですら原野のままですら登記されてあるものもありますし。そういうお答えになると思います。

○議長（辻義雄） 辻議員。

○議員（3番 辻紀樹） 町の方針として、あの地域が農地になっていいんですか。

元、あそこの農地をですら町が原野に転用したという経緯がありますよね。その時にかなり苦勞したと話を聞いてるんですけど、現況、農業委員会で農地って認められた場合、開発行為が出来なくなりますよね。だから、それっていうのを農地に転用を認められて、町はそれでよろしいんでしょうか。後々困ると思うんですけど。

○議長（辻義雄） 暫時休憩いたします。

14時41分 休憩

14時46分 再開

休憩前に引き続き会議を開きます。

加藤まちづくり新幹線課長。

○まちづくり新幹線課長（加藤慶一） 貴重な時間をどうもすみませんでした。

ただ今の件につきましては、町有地をNPO法人おしゃまんべ夢倶楽部にお貸ししているわけなんですけど、現況のままお貸ししているということで、家庭菜園的なものでお貸ししているところでの位置づけで、今貸してますので、使用方法については変わらない形で賃貸といいますか、無償貸付をこれからもしていきたい。これから新たに拡大するとすればですらね、町有地以外の遊休農地を活用していただくとかですらね、そういったことを想定しておりますので、そういったことで回答したいと思います。

○議長（辻義雄） 辻議員。

○議員（3番 辻紀樹） その通りだと思います。NPO法人の方と、雑談でお話していたことがあるんですけど、これ以上やりたいんだという話があります。それで、今答弁あったように、町として違う農地を見つけてあげて、そこを大々的にやるって方向を今後検討した方がいいんじゃないかなと思うんですけど。

その方向については、今答弁いただいたんで、その方向で考えてもよろしいんでしょうかね。

○議長（辻義雄） 加藤まちづくり新幹線課長。

○まちづくり新幹線課長（加藤慶一） そのような方向で協議を進めてまいりたいと思っております。

○議長（辻義雄） 他にありませんか。

〔「なし」の声あり〕

総務費を終わります。

次に民生費、21頁から23頁です。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

民生費を終わります。

次に衛生費、24頁から25頁です。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

衛生費を終わります。

次に農林水産業費、26頁から27頁です。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

農林水産業費を終わります。

次に商工費、27頁です。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

商工費を終わります。

次に土木費、28頁から30頁です。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

土木費を終わります。

次に消防費、30頁です。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

消防費を終わります。

次に教育費、30頁から35頁です。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

教育費を終わります。

次に公債費、35頁です。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

公債費を終わります。

次に諸支出金、35頁です。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

諸支出金を終わります。

以上で歳出を終わります。

続いて歳入を行います。

はじめに町税、6頁から7頁です。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

町税を終わります。

次に分担金及び負担金、7頁です。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

分担金及び負担金を終わります。

次に使用料及び手数料、7頁から8頁です。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

使用料及び手数料を終わります。

次に国庫支出金、8頁から10頁です。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

国庫支出金を終わります。

次に道支出金、10頁から12頁です。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

道支出金を終わります。

次に財産収入、12頁です。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

財産収入を終わります。

次に、諸収入13頁です。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

諸収入を終わります。

次に町債、13頁から14頁です。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

町債を終わります。

以上で歳入を終わります。

次に第2表繰越明許費及び第3表地方債補正を行います。5頁です。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

第2表繰越明許費及び第3表地方債補正を終わります。

これをもって質疑を終わります。

討論ありますか。

〔「なし」の声あり〕

討論終わります。

これより直ちに本案を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

ご異議なしと認めます。

よって本案は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

◎議案第15号 平成27年度長万部町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

○議長（辻義雄） 日程第18、議案第15号、平成27年度長万部町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）の件を議題といたします。

説明員に提案理由の説明を求めます。

佐藤町民課参事。

○町民課参事（佐藤修） ただ今上程されました議案第15号、平成27年度長万部町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）の、提案内容についてご説明いたします。

今回の補正は、納付金等の額の確定に伴う補正であります。

歳入歳出からそれぞれ221万8,000円を減額し、補正後の予算総額を1億165万6,000円とするものであります。

内容につきましては、補正予算書に添付しております概要により、ご説明いたします。

歳出からご説明いたします。

後期高齢者医療広域連合納付金、負担金補助及び交付金 2 2 1 万 8, 0 0 0 円の減は、事務費負担金の確定、保険料負担金の減により、広域連合への納付金が減額になったものであります。

次に歳入をご説明いたします。

後期高齢者医療特別保険料は 3 2 6 万 2, 0 0 0 円の減額、特別徴収保険料、現年度分特別徴収保険料 3 0 0 万円の減、普通徴収保険料、現年度分普通徴収保険料 3 5 万円の減は、軽減対象者が増えたことによる減額。

滞納繰越分普通徴収保険料 8 万 8, 0 0 0 円の追加は、納付件数の増による追加であります。

繰入金は 1, 0 0 0 円の減額。

事務費繰入金 6 1 万 3, 0 0 0 円の減。

保険基盤安定繰入金 6 1 万 2, 0 0 0 円の増。

いずれも、額の確定による減額と追加であります。

諸収入、保険料還付金 7 万 8, 0 0 0 円の減額は、還付件数の減であります。

繰越金、繰越金 1 1 2 万 3, 0 0 0 円の追加は、前年度繰越金であります。

以上が議案第 1 5 号、平成 2 7 年度長万部町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）の内容であります。よろしくご審議の程お願いいたします。

○議長（辻義雄） これより質疑を行います。

質疑は歳入歳出、一括行います。

3 頁から 4 頁です。

ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

これをもって質疑を終わります。

討論ありますか。

〔「なし」の声あり〕

討論終わります。

これより直ちに本案を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

ご異議なしと認めます。

よって本案は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

◎議案第 1 6 号 平成 2 7 年度長万部町国民健康保険特別会計補正予算（第 5 号）

○議長（辻義雄） 日程第 1 9、議案第 1 6 号、平成 2 7 年度長万部町国民健康保険特別会計補正予算（第 5 号）の件を議題といたします。

説明員に提案理由の説明を求めます。

佐藤町民課参事。

○町民課参事（佐藤修） ただ今上程されました議案第 1 6 号、平成 2 7 年度長万部町国民健康保険特別会計補正予算（第 5 号）の、提案内容についてご説明いたします。

今回の補正は、保険給付費の減額に伴う国庫支出金等の減額及び年度末までの予算執行を見通しての補正であります。

歳入歳出から、それぞれ3,827万3,000円を減額し、補正後の予算総額を10億8,190万6,000円とするものであります。内容につきましては、補正予算書に添付しております、概要によりご説明いたします。

歳出からご説明いたします。

総務費は88万7,000円の減額。

一般管理費、職員手当等7万5,000円の増は、時間外勤務手当。

共済費30万円の減は、標準報酬制の導入による減。

需用費6万円の減は、消耗品の執行残。

委託料5万円の減は、共同電算事務処理委託で、件数の減によるものであります。

連合会負担金、負担金・補助及び交付金2万9,000円の減は、国保連合会渡島支部負担金の執行残であります。

賦課徴収費、需用費8万円の減は、印刷費の執行残。

運営協議会費、報酬は11万円の減。運営協議会開催回数の減。

旅費3万3,000円の減は、研修会出席者の減によるものであります。

保険税収納率向上対策費、職員手当等20万円の減は、時間外勤務手当。

需用費6万円の減は、公用車ガソリン代の減によるものであります。

医療費適正化対策費、共済費1万円の増は、臨時職員1名分の社会保険料。

需用費5万円の減は、消耗品の執行残であります。

保険給付費は、460万円の減額。

審査支払手数料、役務費15万円の減額は、件数の減によるものであります。

一般被保険者高額療養費、負担金・補助及び交付金50万円の追加は、年度末までの執行見込みによる増であります。

退職被保険者等高額療養費、負担金・補助及び交付金100万円の減額。

出産一時金、負担金・補助及び交付金370万円の減額。

葬祭費、負担金・補助及び交付金33万円の減額は、いずれも給付費及び件数の減による減額であります。

後期高齢者支援金等、負担金・補助及び交付金3,097万2,000円の減額。

介護納付金、負担金・補助及び交付金90万3,000円の減額は、いずれも額の確定による減額であります。

共同事業拠出金は331万2,000円の減額で、高額医療費拠出金、負担金・補助及び交付金62万4,000円の減。

保険財政安定化事業拠出金、負担金・補助及び交付金268万8,000円の減は、拠出金の額の確定による減額であります。

保健事業費は145万の減額で、特定健診等事業費、委託料130万円の減は、受診者の減によるもの。

保健衛生普及費、委託料15万円の減は、半日人間ドックの受診者の減によるものであります。

2頁をご覧ください。

諸支出金、償還金・利子及び割引料393万1,000円の追加は、平成26年度療養給付費等

交付金の額に確定による返還金であります。

1 頁にお戻り下さい。

次に歳入についてご説明いたします。

国民健康保険税は 8 万円の減額。

一般被保険者国民健康保険税、医療費給付費分現年課税分 6 0 万円の増。

後期高齢者支援金分現年課税分 1 1 0 万円の減。

介護納付金分現年課税分 6 0 万円の減。

医療給付費分滞納繰越分 1 0 0 万円の増。

後期高齢者支援金分滞納繰越分 5 0 万円の増。

介護納付金分滞納繰越分 1 8 万円の増。これらはいずれも、賦課額の確定による追加と減額であります。

退職被保険者国民保険税、医療給付費分現年課税分 9 0 万円の減。

後期高齢者支援金分現年課税分 2 6 万円の減。

介護納付金分現年課税分 1 2 万円の減。

医療給付費滞納繰越分 7 万円の減。

後期高齢者支援金分滞納繰越分 2 万円の減。

介護納付金分滞納繰越分 1 万円の減は、いずれも、賦課額の確定による減額であります。

国庫支出金は、2 5 万 2, 0 0 0 円の減額。

高額医療費共同事業負担金、現年度分 1 5 万 7, 0 0 0 円の減。

特定健診等負担金額は、9 万 5, 0 0 0 円の減は、いずれも交付申請見込額による減額であります。

療養給付費等交付金、現年度分 2 8 8 万 2, 0 0 0 円の減は、交付申請見込額による減額あります。

前期高齢者交付金、現年度分 6, 2 8 5 万 5, 0 0 0 円の減は、額の確定による減額。

道支出金 5 7 0 万 5, 0 0 0 円の追加は、高額医療費共同事業負担金現年度分 1 5 万 7, 0 0 0 円の減。

特定健診等負担金は 9 万 5, 0 0 0 円の減。

財政調整交付金、特別調整交付金 5 9 5 万 7, 0 0 0 円の増は、いずれも交付申請見込額による減額と追加であります。

2 頁をご覧ください。

共同事業交付金は 2, 2 3 8 万 1, 0 0 0 円の追加で、高額医療費交付金は 5 9 5 万 6, 0 0 0 円の増。保険財政安定化事業交付金、1, 6 4 2 万 5, 0 0 0 円の増は、いずれも高額医療費の増による追加であります。

諸収入、一般被保険者延滞金、保険税延滞金 4 3 万円の追加は、延滞金額の確定に伴う追加であります。

以上が議案第 1 6 号、平成 2 7 年度長万部町国民健康保険特別会計補正予算（第 5 号）の提案内容であります。

なお、交付金等は年度末に決定されるため、出納閉鎖時点において財源不足が生じた場合は、財源補填のため繰上充用の手続きが必要となります。

その際には専決処分により措置したいと考えておりますので、お含み置きをお願いしたいと思

ます。

以上が議案の内容でございます。よろしくご審議の程お願いいたします。

○議長（辻義雄） これより質疑を行います。

質疑は歳入歳出を一括行います。4頁から11頁です。

ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

これをもって、質疑を終わります。

討論ありますか。

〔「なし」の声あり〕

討論を終わります。

これより直ちに、本案を採決致します。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

◎議案第17号 平成27年度長万部町介護保険特別会計予算（第4号）

○議長（辻義雄） 日程第20、議案第17号、平成27年度長万部町介護保険特別会計予算（第4号）の件を議題といたします。

説明員に提案理由の説明を求めます。

中森保険福祉課長。

○保健福祉課長（中森恵） ただ今上程されました議案第17号、平成27年度長万部町介護保険特別会計補正予算（第4号）の予算内容について、ご説明いたします。

今回の補正は、補助金等の額の確定及び年度末を見通しての補正で、歳入歳出からそれぞれ、2,764万8,000円を減額し、補正後の予算総額を7億2,825万3,000円とするものであります。補正予算書に添付しております概要により、歳出からご説明いたします。

総務費は、95万4,000円の減額であります。

認定調査費等報酬130万円の減額は、調査員が転出に伴い辞任したことによるものであります。

委託料34万6,000円の追加は、調査員欠員による委託件数増によるものであります。

保険給付費は、3,382万9,000円の減額であります。

居宅介護予防サービス給付費、負担金・補助及び交付金1,358万1,000円の減額は、通所介護及び通所リハビリ利用者の減によるものであります。

地域密着型サービス給付費、負担金・補助及び交付金1,141万9,000円の減額は、定期巡回随時対応型訪問看護利用者の減によるものであります。

施設介護サービス給付費、負担金・補助及び交付金1,292万9,000円の減額は、老健施設入所者の減によるものであります。

福祉用具購入費、負担金・補助及び交付金30万円の追加は、居宅介護福祉用具利用者の増によるものであります。

サービス計画給付費、負担金・補助及び交付金80万円の追加は、ケアプラン作成件数の増によるものであります。

高額サービス費、負担金・補助及び交付金200万円の減額は、高額介護サービス費及び高額医療合算サービス費の減によるものであります。

特定入所者サービス等費、負担金・補助及び交付金500万円の追加は、老人ホーム等の居住費、食費の補足的給付の増によるものであります。

この保険給付費に対応する歳入は、4国庫支出金の介護給付費負担金現年度分49万2,000円の追加、調整交付金627万1,000円の減額。5支払基金交付金の介護給付費交付金現年度分1,195万円の減額、6道支出金の介護給付費負担金現年度分340万1,000円の減額であります。

地域支援事業費は、379万8,000円の減額であります。

介護予防事業費の委託料317万4,000円の減額は、デイサービス等通所型介護予防事業利用者の減によるものであります。

歳入では、3使用料及び手数料の地域支援手数料、介護予防事業手数料4万2,000円の減額、包括的支援任意事業手数料1万1,000円の減額、5支払基金交付金の地域支援事業交付金の現年度分81万1,000円の減額となります。

包括的支援・任意事業費・委託料29万4,000円の減は、介護予防サービス計画作成利用者及び配食サービス利用者の減によるものであります。

負担金補助及び交付金、33万円の減額は、成年後見人の報酬等で、利用がなかったことによる減額であります。

基金積立金は、1,093万3,000円の追加で、介護給付費準備基金積立金であります。

基金残高見込みは、3,192万7,000円となります。

次に歳入についてご説明いたします。

ただ今歳出でご説明した分は省略させていただきます。

4国庫支出金の事業費補助金、介護保険事業費補助金95万5,000円の減額は、システム改修費に伴う補助金確定によるものであります。

8繰入金の一般会計繰入金、その他一般会計繰入金469万9,000円の減額は、介護会計事業費の確定により整理をするものであります。

以上がただ今上程されました、平成27年度長万部町介護保険特別会計補正予算（第4号）の内容であります。

よろしくご審議の程お願いいたします。

○議長（辻義雄） これより質疑を行います。

質疑は歳入、歳出一括行います。

3頁から7頁です。ありませんか。

辻議員。

○議員（3番 辻紀樹） 保健給付費の居宅介護と地域密着型、これ減額がかなり大きいんですが、受ける方がいないのか、いるんだけども給付は受けないよっていうのかどちらなんでしょうか。

○議長（辻義雄） 中森保健福祉課長。

○保健福祉課長（中森恵） お答えいたします。

利用者はおります。利用者、まず最初の方の居宅介護サービスについては、通所リハビリですの

で、これは特定施設の色々な条件がありまして、国保連合会から請求があるものでございますけども、利用者はおりますけども、これは利用者の減と。

もう一点目の地域密着型については、これも利用者がおりましたけど、1名の方が亡くなりましたのでこれだけの減額になると、このようにご理解をいただきたいと思います。

○議長（辻義雄）他にありませんか。

〔「なし」の声あり〕

これをもって、質疑を終わります。

討論ありますか。

〔「なし」の声あり〕

討論を終わります。

これより直ちに、本案を採決致します。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

◎議案第18号 平成27年度長万部町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）

○議長（辻義雄） 日程第21、議案第18号、平成27年度長万部町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）の件を議題といたします。

説明員に提案理由の説明を求めます。

○議長（辻義雄） 佐藤水道ガス課長

○水道ガス課長（佐藤剛） ただ今上程されました議案第18号、平成27年度長万部町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）の内容について、ご説明いたします。

補正予算の内容につきましては、補正予算書に添付しております概要によりご説明いたします。

今回の補正は、歳入歳出からそれぞれ562万1,000円を減額し、補正後の予算総額を3億2,859万6,000円とするものであります。

はじめに歳出からご説明いたします。

下水道費は550万1,000円の減額であります。内訳の各項目の減額につきましては、予算執行残を減額するものであります。

一般管理費の委託料35万6,000円の減額は、下水道認可変更業務委託の入札執行残。

負担金・補助及び交付金39万4,000円の減額は、検満メーター負担金の確定による減。

公課費192万2,000円の減額は、消費税確定による減。

管渠管理費の需用費6万円の減額は、電気料の執行残。

終末処理場管理費の需要費127万6,000円の減額は、電気料の執行残。

委託料149万3,000円の減額は、脱水汚泥処理及び運搬業務委託料の減であります。

交際費は、12万円の減額であります。

利子の償還金・利子及び割引料12万円の減額は、26年度借入分の利率確定による減であります。次に歳入になります。

はじめに使用料及び手数料の下水道使用料の 82 万円の減額は、下水道使用水量の減少により減額するものであります。

次に国庫補助金の下水道費国庫補助金 100 万円の減額は、歳出の下水道認可変更委託の減額に伴う 20 万円の減と、終末処理場長寿命化計画にもとづく更新工事補助率の減少による 80 万円の減額によるものであります。

次に繰入金の一般会計繰入金 970 万 1,000 円の減額は、歳入歳出の補正に伴い、一般会計繰入金を減額するものであります。

次に町債の下水道債 70 万円の追加は、終末処理場長寿命化計画にもとづく更新工事の補助金の減少により起債が増額となるものであります。

次に財産収入の物品売払収入 1,000 円の追加は、終末処理場長寿命化計画にもとづく更新工事により発生した、ドアなどを売却したことによる追加であります。

次に繰越金 519 万 9,000 円の追加は、前年度の繰越金を追加するものであります。

次に補正予算書の 3 頁をご覧ください。

第 2 表は、地方債補正であります。

起債の目的、公共下水道事業の限度額を、変更前 900 万円を変更後 970 万円に変更したいというものであります。

以上が、平成 27 年度長万部町公共下水道事業特別会計補正予算（第 2 号）の内容であります。

よろしくご審議の程お願いいたします。

○議長（辻義雄） これより質疑を行います。

はじめに歳入歳出を一括行います。4 頁から 6 頁です。

ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

次に、第 2 表地方債補正を行います。

3 頁です。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（辻義雄） 第 2 表地方債補正を終わります。

これをもって、質疑を終わります。

討論ありますか。

〔「なし」の声あり〕

討論を終わります。

これより、直ちに本案を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

ご異議なしと認めます。

よって本案は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

◎議案第 19 号 平成 27 年度長万部町ガス事業会計補正予算（第 3 号）

○議長（辻義雄） 日程第 22、議案第 19 号、平成 27 年度長万部町ガス事業会計補正予算（第

3号)の件を議題といたします。

説明員に提案理由の説明を求めます。

佐藤水道ガス課長。

○水道ガス課長(佐藤剛) ただ今上程されました議案第19号、平成27年度長万部町ガス事業会計補正予算(第3号)の内容について、ご説明いたします。

補正予算の内容につきましては、補正予算書に添付しております概要によりご説明いたします。

今回の補正は、収益的収入及び支出並びに資本的収入及び支出の補正であります。

はじめに収益的収入及び支出の支出で、予算第3条に定めた収益的収入及び支出のうち、支出のガス事業費から1,020万6,000円を減額し、補正後の支出予定額を1億8,175万9,000円に改めるものであります。

内訳では、製造費の原料費980万円の減額は、ガス販売量の減少及びプロパンガスの原料単価減額による減。

企業債利息40万6,000円の減額は、26年度借入分の利率確定による減であります。

次に収入になります。

収入のガス事業収益から、729万円を減額し、補正後の収入予定額を1億1,206万円に改めるものであります。

内訳では、製品売上のガス売上729万円の減額は、ガス販売量の減少により減額するものであります。

次に資本的収入及び支出になります。

はじめに支出の説明で、予算第4条に定めた資本的収入及び支出の資本的支出から、15万4,000円を減額し、補正後の支出予定額を4,342万8,000円に改めるものであります。

内訳は、供給設備で15万4,000円の減額は、ガス経年管改良工事完了により予算執行残を減額するものであります。

次に収入になります。

資本的収入から20万円を減額し、補正後の収入予定額を3,580万円に改めるものです。

内訳では、企業債10万円の減、出資金10万円の減額は、供給設備にかかるガス経年管改良工事額確定により減額するものであります。

なお、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額762万8,000円は、過年度分損益勘定留保資金762万8,000円で補填いたします。

次に補正予算書の1頁をご覧下さい。

第2条は、業務の予定量の変更になります。

予算第2条表中、本年度欄のガス生産量「194,400m³」を「185,600m³」に、ガス供給量「194,400m³」を「185,600m³」に、ガス有収供給量「190,800m³」を「182,000m³」に改めるものは、ガス販売量の減少により改めるものです。

供給設備3,700万円を3,684万6,000円に改めるものは、ガス経年管改良工事額の確定により改めるものです。

第3条の収益的収入及び支出と、第4条の資本的収入及び支出は概要でご説明いたしましたので、省略させていただきます。

次に2頁になります。

第5条は企業債の借入限度額の変更で、ガス経年管改良工事額確定により借入額を変更するもの

であります。

予算第5条中、供給設備変更前2,700万円を変更後2,690万円に改めるものです。

第6条は、たな卸資産購入限度額の変更で、原料費の変更に伴い予算第10条中、変更前「3,781万9,000円」を変更後「2,801万9,000円」に改めるものであります。

以上が、平成27年度長万部町ガス事業会計補正予算（第3号）の内容であります。

よろしくご審議の程お願いいたします。

○議長（辻義雄） これより質疑を行います。

はじめに収益的収入及び支出を行います。

5頁です。

ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

収益的収入及び支出を終わります。

次に資本的収入及び支出を行います。6頁です。

ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

資本的収入及び支出を終わります。

次に1頁をご覧下さい。

第2条業務の予定量、第5条企業債及び第6条たな卸資産の購入限度額を行います。

ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

第2条業務の予定量、第5条企業債及び第6条たな卸資産の購入限度額を終わります。

これをもって、質疑を終わります。

討論ありますか。

〔「なし」の声あり〕

討論を終わります。

これより、直ちに本案を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

ご異議なしと認めます。

よって本案は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

◎議案第20号 平成27年度長万部町水道事業会計補正予算（第4号）

○議長（辻義雄） 日程第23、議案第20号、平成27年度長万部町水道事業会計補正予算（第4号）の件を議題といたします。

説明員に提案理由の説明を求めます。

佐藤水道ガス課長。

○水道ガス課長（佐藤剛） ただ今上程されました議案第20号、平成27年度長万部町水道事業会計補正予算（第4号）の内容について、ご説明いたします。

補正の内容につきましては、補正予算書に添付しております概要によりご説明いたします。

今回の補正は、収益的収入及び支出ならびに資本的収入及び支出の補正であります。

はじめに収益的収入及び支出の支出で、予算第3条に定めた収益的収入及び支出のうち、支出の水道事業費に265万9,000円を追加し、補正後の支出予定額を1億6,751万5,000円に改めるものであります。

内訳では、原水費の委託料66万円の減額は、水質検査委託料の確定による減。

修繕費220万円の減額は、ろ過器・送水ポンプ修理の執行残。

動力費145万円の減額は、電気料の執行残。

減価償却費の固定資産減価償却費368万6,000円の追加は、償却費確定による追加。

資産減耗費の固定資産除却費328万3,000円の追加は、除却資産の確定により追加するものであります。

次に、資本的収入及び支出になります。

はじめに支出の説明で、予算第4条に定めた資本的収入及び支出の資本的支出から5,000万円を減額し、補正後の支出予定額を5,124万4,000円に改めるものであります。

内訳では、配水設備5,000万円の減額は、国道5号線花岡改良工事に伴う水道管移設工事が27年度は実施しなくなったことから減額するものです。

次に収入になります。

資本的収入から4,600万円を減額し、補正後の収入予定額を365万7,000円に改めるものです。

内訳では、企業債1,270万円の減。

工事負担金3,330万円の減額は、配水設備にかかる水道配水管移設工事が未実施となったことにより減額するものであります。

なお、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額4,758万7,000円は、過年度分損益勘定留保資金1,338万2,000円及び当年度分損益勘定留保資金3,420万5,000円で補填いたします。

次に補正予算書の1頁をご覧ください。

第2条の収益的収入及び支出と、第3条の資本的収入及び支出は、概要で説明いたしましたので省略させていただきます。

第4条は企業債の借入限度額の変更で、水道配水管移設工事の未実施により借入額を変更するものであります。

予算第5条中、配水設備変更前1,270万円を変更後0円に改めるものです。

以上が、平成27年度長万部町水道事業会計補正予算（第4号）の内容であります。

よろしくご審議の程お願いいたします。

○議長（辻義雄） これより質疑を行います。

はじめに収益的収入及び支出を行います。3頁です。

ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

収益的収入及び支出を終わります。

次に資本的収入及び支出を行います。3頁です。

〔「なし」の声あり〕

資本的収入及び支出を終わります。

次に1頁をご覧下さい。

第4条企業債を行います。

ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

第4条企業債を終わります。

これをもって、質疑を終わります。

討論ありますか。

〔「なし」の声あり〕

討論を終わります。

これより、直ちに本案を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

ご異議なしと認めます。

よって本案は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

◎議案第21号 平成27年度長万部町病院事業会計補正予算（第4号）

○議長（辻義雄） 日程第24、議案第21号、平成27年度長万部町病院事業会計補正予算（第4号）の件を議題といたします。

説明員に提案理由の説明を求めます。

山田病院事務長。

○病院事務長（山田貢） ただ今上程されました議案第21号、平成27年度長万部町病院事業会計補正予算（第4号）の内容についてご説明いたします。

補正予算の内容につきましては、補正予算書に添付しております概要によりご説明いたします。

今回の補正は、収益的収入及び支出並びに資本的収入及び支出の補正であります。

はじめに収益的収入及び支出になります。

予算第3条に定めた収益的収入及び支出のうち、収入の病院事業収益から1億6万1,000円を減額し、補正後の収入予定額を5億5,876万8,000とし、また支出の病院事業費用から4,881万1,000円を減額し、補正後の支出予定額を6億923万2,000円に改めるものであります。

支出の内訳からご説明いたします。

医業費用4,881万1,000円の減額は、給与費の給料1,300万円の減額、手当1,000万円の減額、賃金500万円の減額、法定福利費250万円の減額、退職給付費200万円の減額は、看護師等の職員給与費の減額であります。

次に、材料費の薬品費600万円の減額、診療材料費250万円の減額は、入院外来患者数の減少により減額するものであります。

次に経費の光熱水費100万円の減額、燃料費200万円の減額、委託料500万円の減額は、使用料及び購入単価の減少等により減額するものであります。

減価償却費のリース資産減価償却費18万9,000円の追加は、リース資産購入に伴い新たに減価償却費を追加するものであります。

次に収入についてご説明いたします。

医業収入の入院収益9,005万9,000円の減額は、入院患者数の減少による減、外来収益4,000万2,000円の減額は、外来患者数の減少による減、医業外収益の他会計補助金3,000万円の追加は、入院外来収益の減収分を一般会計から補填するものであります。

次に、概要の2頁をご覧ください。

資本的収入及び支出になります。

予算第4条に定めた資本的収入及び支出のうち、収入の資本的収入に660万円を追加し、補正後の収入予定額を660万円に改めるものであります。内訳は、医療機器購入に係る企業債の借入が決定したことから、資本的収入を追加するものであります。

なお、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1,148万1,000円は、過年度分損益勘定留保資金1,148万1,000円で補填いたします。

次に、補正予算書の1頁をご覧ください。

第2条は業務の予定量の変更で、年間患者数、入院延7,665人を3,817人に、外来延2万5,480人を2万3,114人に改めるものであります。

第3条の収益的収入及び支出と、第4条の資本的収入及び支出は、概要で説明いたしましたので省略させていただきます。

2頁になります。

第5条は予算第6条に定めた議会の議決を経なければ流用することができない経費を改めるもので、給与費3,250万円を減額することから、給与費の予定額を3億9,647万7,000円に改めるものであります。

第6条は、予算第7条中、他会計の補助金2億8,000万円を他会計補助金の追加により3億1,000万円に改めるものであります。

第7条は、予算第8条中、たな卸資産購入限度額6,335万円を材料費の減額により5,485万円に改めるものであります。

第8条は、予算第8条の次に第9条企業債の条項を加えるもので、このたび医療機器購入に係る企業債の借入が決定したことにより、企業債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法を定めるもので、起債の目的は医療機器整備、限度額は660万円、起債の方法、利率償還の方法は記載の通りでございます。

以上がただ今上程されました、平成27年度長万部町病院事業会計補正予算（第4号）の内容であります。

よろしくご審議の程お願いいたします。

○議長（辻義雄） これより質疑を行います。

収益的収入及び支出を行います。

4頁から5頁です。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

収益的収入及び支出を終わります。

次に資本的収入及び支出、5頁です。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

資本的収入及び支出を終わります。

次に、1頁をご覧下さい。

第2条業務の予定量及び第5条議会の議決を経なければ流用することができない経費から、第8条企業債までを一括行います。

1頁から2頁です。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

第2条業務の予定量及び第5条議会の議決を経なければ流用することができない経費から、第8条企業債までを終わります。

これをもって、質疑を終わります。

討論ありますか。

〔「なし」の声あり〕

討論を終わります。

これより、直ちに本案を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

ご異議なしと認めます。

よって本案は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

◎議案第22号 平成28年度長万部町一般会計予算から
議案第29号 平成28年度長万部町病院事業会計予算まで

○議長（辻義雄） 日程第25、議案第22号、平成28年度長万部町一般会計予算から日程第32、議案第29号、平成28年度長万部町病院事業会計予算までの8件の議案は、会議規則第37条の規定により、一括議題といたします。

お諮りいたします。

ただ今議題となっております8件の議案については、議長を除く9人の委員をもって構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することにしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

ご異議なしと認めます。

よって、ただ今議題となっております、8件の議案については、議長を除く9人の委員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定いたしました。

委員長、副委員長互選のため、暫時休憩いたします。

15時31分 休憩

15時39分 再開

休憩前に引き続き会議を開きます。

ただ今休憩中に開かれた予算審査特別委員会において、委員長に大谷議員、副委員長に北川議員を互選した旨報告がありましたので、ご報告いたします。

議案配付のため暫時休憩いたします。

15時40分 休憩

15時41分 再開

休憩前に引き続き会議を開きます。

◎諸般の報告

○議長（辻義雄） 諸般の報告を事務局長からいたします。

岡部事務局長。

○議会事務局長（岡部忠） 諸般の報告をいたします。

ただ今から議題となります諮問第一号、人権擁護委員推薦についての議案が町長より提出されましたので、お手元に配付いたしました。以上であります。

○議長（辻義雄） 以上で諸般の報告を終わります。

◎諮問第1号 人権擁護委員の推薦について

○議長（辻義雄） 日程第33、諮問第1号人権擁護委員の推薦についての件を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

木幡町長。

〔町長(木幡正志)登壇〕

○町長（木幡正志） ただ今上程されました諮問第1号、人権擁護委員の推薦につきまして、提案理由をご説明いたします。

長万部町には、現在3名の人権擁護委員が法務大臣から委嘱されております。

このたび、そのうちの井上正憲氏が平成28年6月30日付けをもって任期満了となりますので、再度推薦いたしたく、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるものであります。

推薦する候補者の住所は、山越郡長万部町字長万部31番地61、氏名は井上正範氏で、昭和18年7月26日生まれでございます。

よろしく願いをいたします。

〔町長(木幡正志)自席へ〕

○議長（辻義雄） これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

これをもって、質疑を終わります。

討論ありますか。

〔「なし」の声あり〕

討論を終わります。

これより、直ちに本件を採決いたします。

お諮りいたします。

本件は、これに同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

ご異議なしと認めます。

よって本件は、これに同意することに決定いたしました。

以上で本日の日程は、全部終了いたしました。

お諮りいたします。

議案等の調査のため、3月11日から14日までの4日間を休会したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

ご異議なしと認めます。

よって3月11日から14日までの4日間は、休会とすることに決定いたしました。

なお、本会議は3月15日午前10時から再開いたしますので、ご承知おき願います。

本日は、これにて散会いたします。ご苦勞様でした。

15時44分散会
